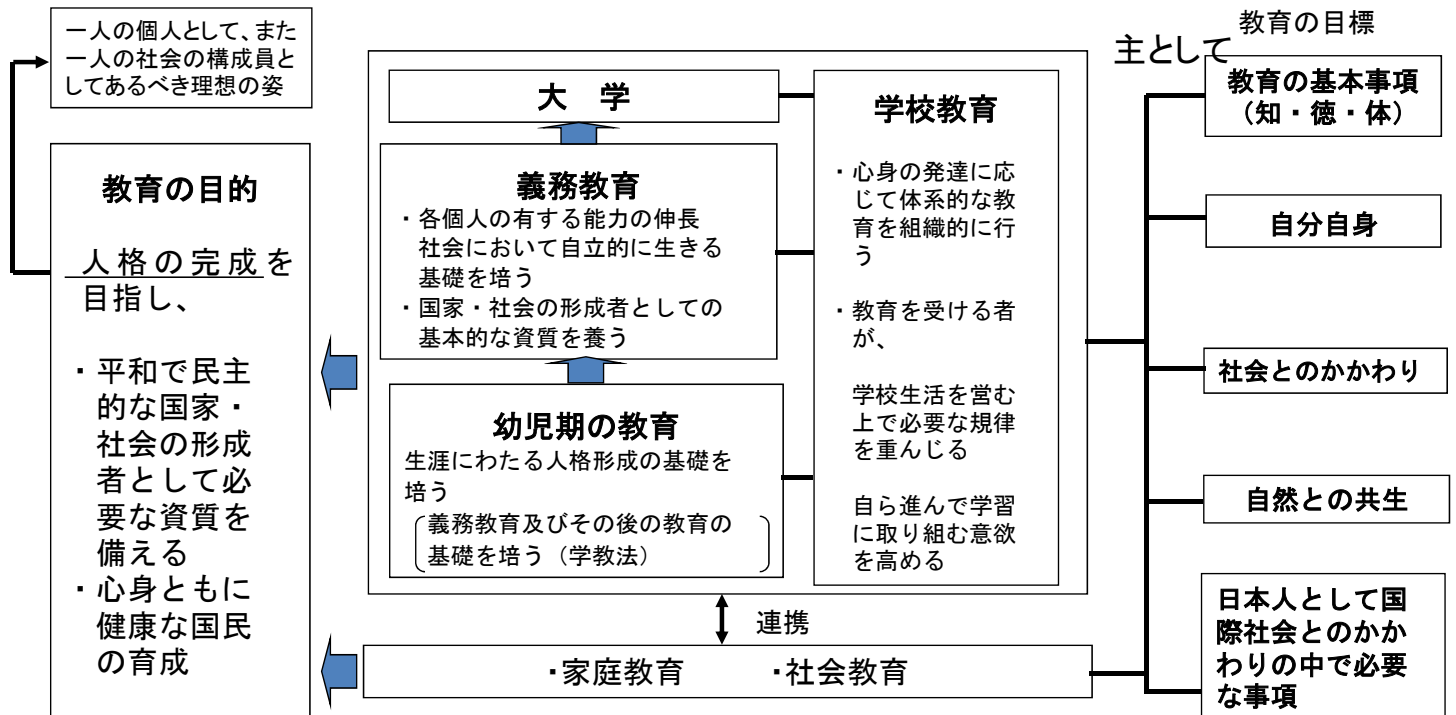


# 【幼児教育の質の向上に関する論点例】

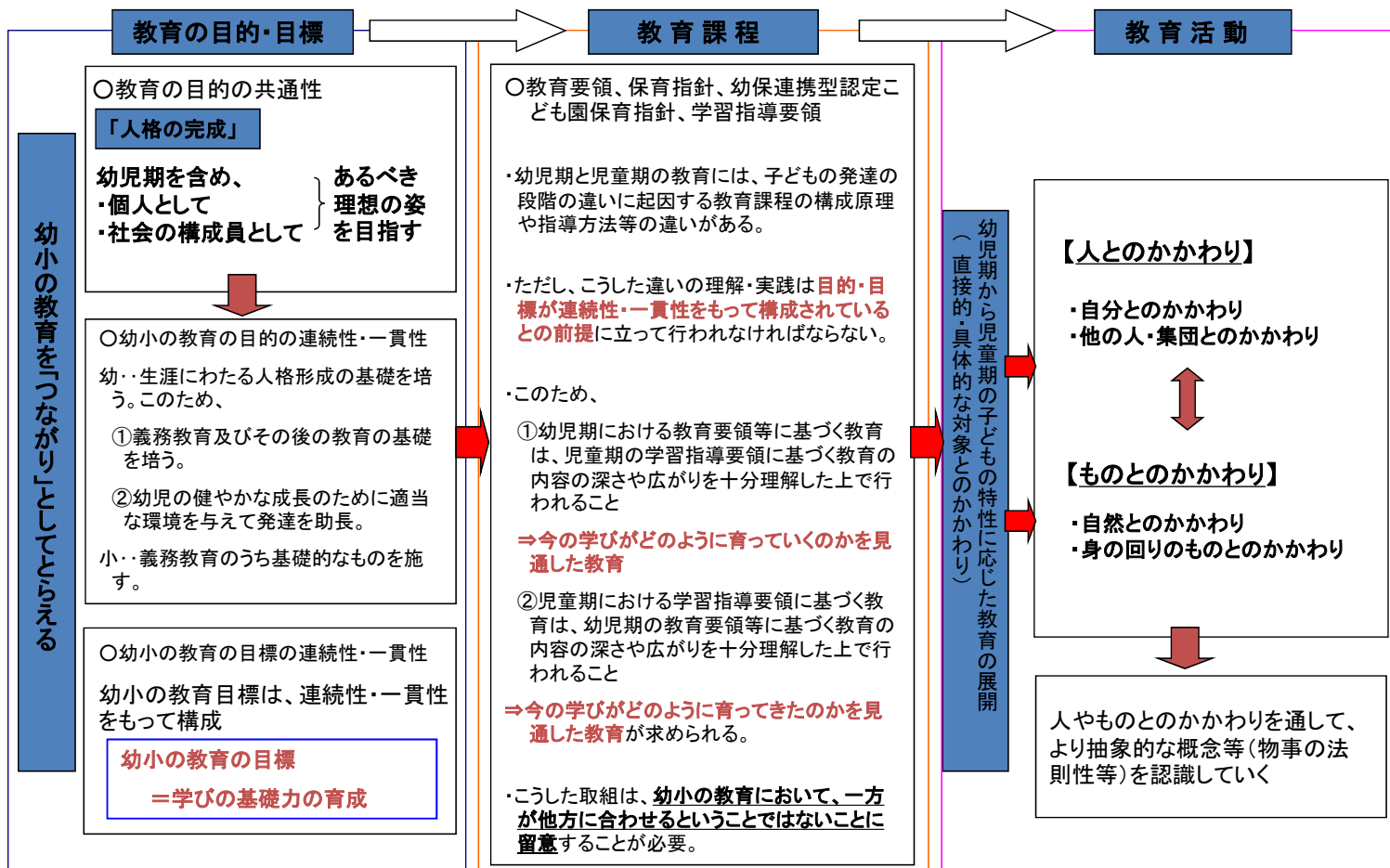
## 幼児教育の内容・方法の改善・充実

### 教育基本法の体系

- ・教育の中で必要となる事項は主として、教育の基本事項（知・徳・体）、自分自身、社会とのかかわり、自然との共生、日本人として国際社会とのかかわりの中で必要な事項からなる。
- ・学校は、幼児期から大学までこれらの教育を体系的かつ組織的に行うもの。



※「幼児期の教育」・・・当該教育のうち、幼稚園担当部分（保育所、認定こども園の教育機能部分を含む）として使用。それ以外の教育は家庭教育、社会教育に含む。



※「教育の目的・目標」→「教育課程」→「教育活動」という流れに加え、実際には「教育活動」から「教育課程」を見直すといった流れもある。

「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」  
平成22年11月11日幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議 より作成

## 幼稚園の目的・目標

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抜粋）

第二十二條 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三條 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

# 幼稚園教育要領について

## 概要

幼稚園教育要領は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準。これまで概ね10年に一度改訂が行われてきた。

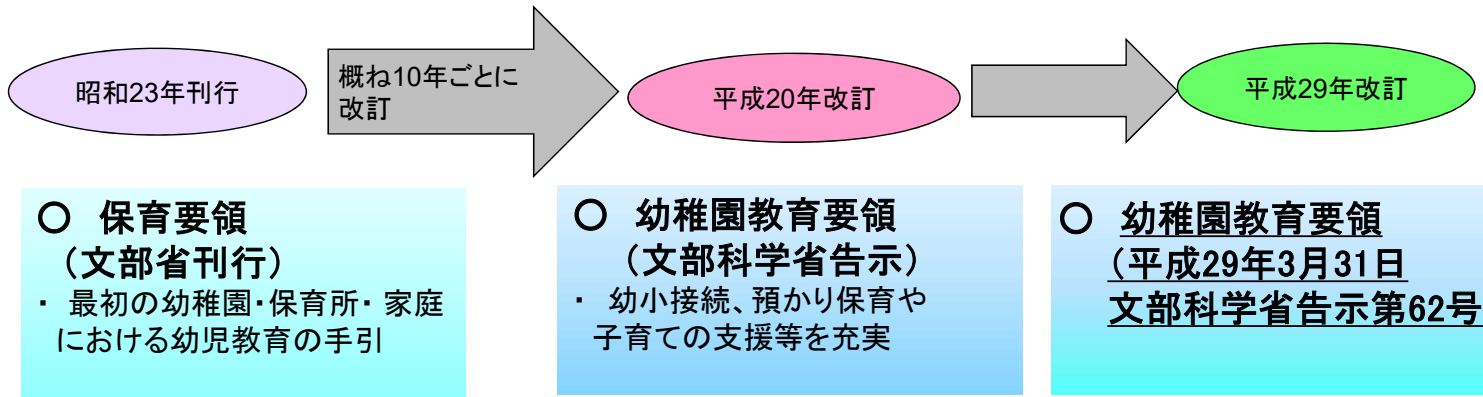
## 根拠規定

### ○学校教育法

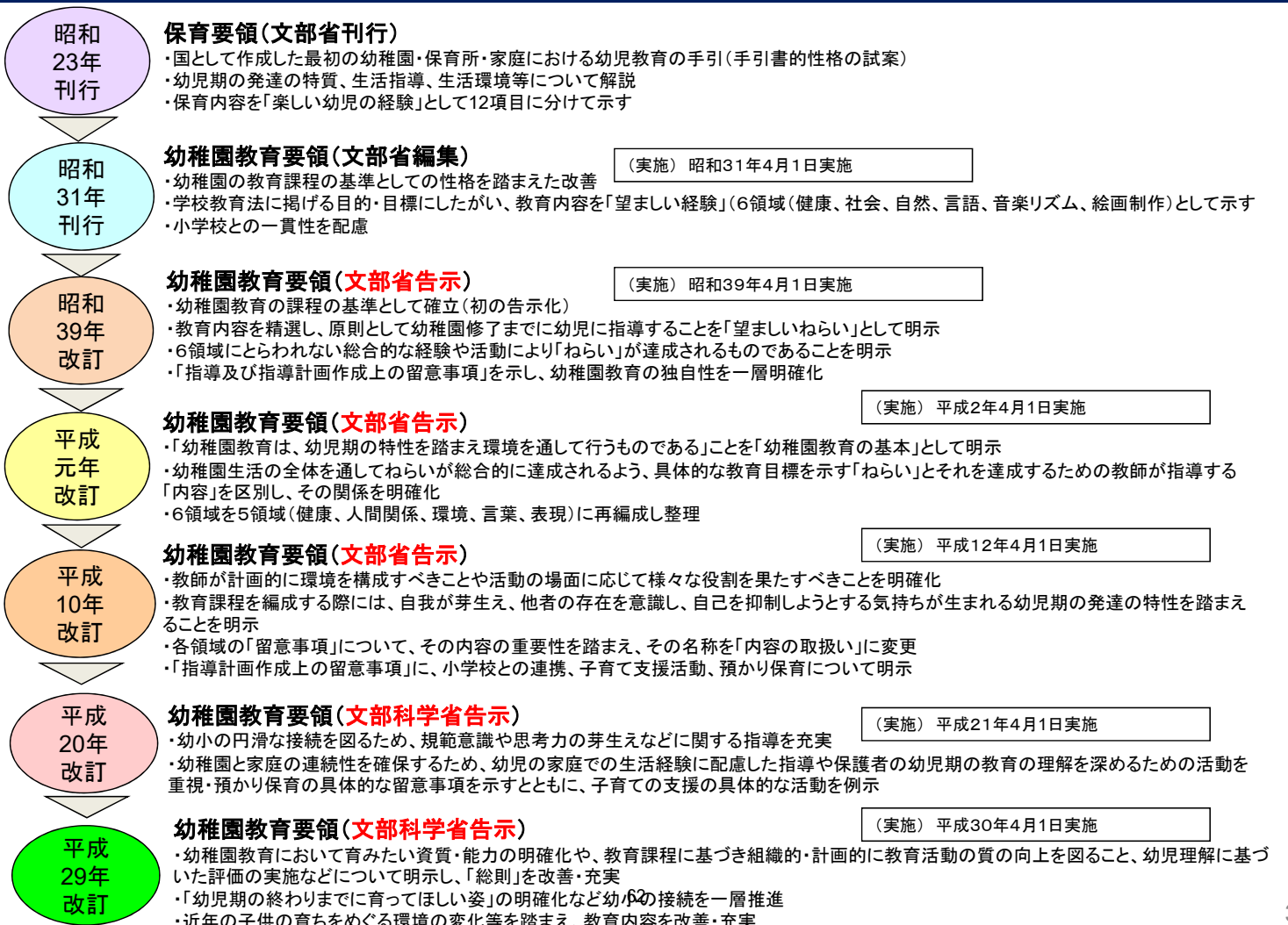
第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

### ○学校教育法施行規則

第38条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。



## (参考) 幼稚園教育要領等の変遷



時期	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼稚園教育要領	保育所保育指針
昭和23年3月		保育要領（文部省刊行）※	
25年9月			保育所運営要領（厚生省編集）
27年3月			保育指針（厚生省編集）
31年2月		幼稚園教育要領（文部省編集）	
(幼) 39年3月 (保) 40年8月		幼稚園教育要領（文部省告示）	保育所保育指針（厚生省編集）
(幼)平成元年3月 (保) 2年3月		幼稚園教育要領（文部省告示） ・環境を通して行うものであることを「幼稚園教育の基本」として明示 ・6領域を5領域に再編成し整理 など	保育所保育指針（厚生省編集） ・養護的機能を明確化するため、全年齢を通じて入所児童の生命の保持、情緒の安定に関わる事項を記載。 ・6領域を5領域に再編成し整理 など
(幼) 10年12月 (保) 11年10月		幼稚園教育要領（文部省告示） ・教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割を果たすべきことを明確化 ・「生きる力の基礎を育てる」ことの記述 など	保育所保育指針（厚生省編集） ・地域子育て支援の役割を明記 ・「生きる力の基礎を育てる」ことを記述 など
20年3月	平成27年の子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて策定	20年3月28日同日に告示・平成21年4月1日実施 幼稚園教育要領（文部科学省告示） ・幼小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実 ・いわゆる預かり保育及び子育ての支援の基本的な考え方を記述 など	保育所保育指針（厚労省告示） ・保育所の役割（目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など）、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化 など
26年4月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文科省・厚労省共同告示）	29年3月31日同日に告示・平成30年4月1日実施 ＜内容について一層の整合性を図っている＞	
29年3月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文科省・厚労省共同告示）	幼稚園教育要領（文部科学省告示）	保育所保育指針（厚労省告示）

※国として作成した最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引（手引書性格の試案）

## 幼稚園教育要領の改訂のポイント

- 幼稚園教育において育みたい資質・能力、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化や幼児理解に基づいた評価の実施、特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実など総則を改善・充実。
- 近年の子供の育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、教育内容を改善・充実。

### 1. 総則の改善・充実

- 幼稚園教育において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」）を明確化。
- 5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」※として明確化するとともに、小学校と共有することにより幼小接続を推進。
- 幼児一人一人のよさや可能性を把握するなど幼児理解に基づいた評価を実施。
- 障害のある幼児や海外から帰国した幼児等の幼稚園生活への適応など特別な配慮を必要とする幼児への指導を充実。

※「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」の10項目について幼児の具体的な姿を示す。

## 2. ねらい及び内容の改善・充実

近年の子供の育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、以下の事項を改善・充実。

### (1) 領域「健康」

- 見通しをもって行動すること。
- 食べ物への興味や関心をもつこと、食の大切さに気付くこと。
- 多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。
- 遊びを通して安全についての構えを身に付けること。

### (2) 領域「人間関係」

- 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつこと。
- 諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力で行う事の充実感を味わうことができるようにすること。
- 自分のよさや特徴に気付くようにすること。

### (3) 領域「環境」

- 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと。
- 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。
- 自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶこと。○自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。

### (4) 領域「言葉」

- 言葉に対する感覚を豊かにすること。
- 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。

### (5) 領域「表現」

- 豊かな感性を養う際に、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。
- 様々な素材や表現の仕方に親しむこと。

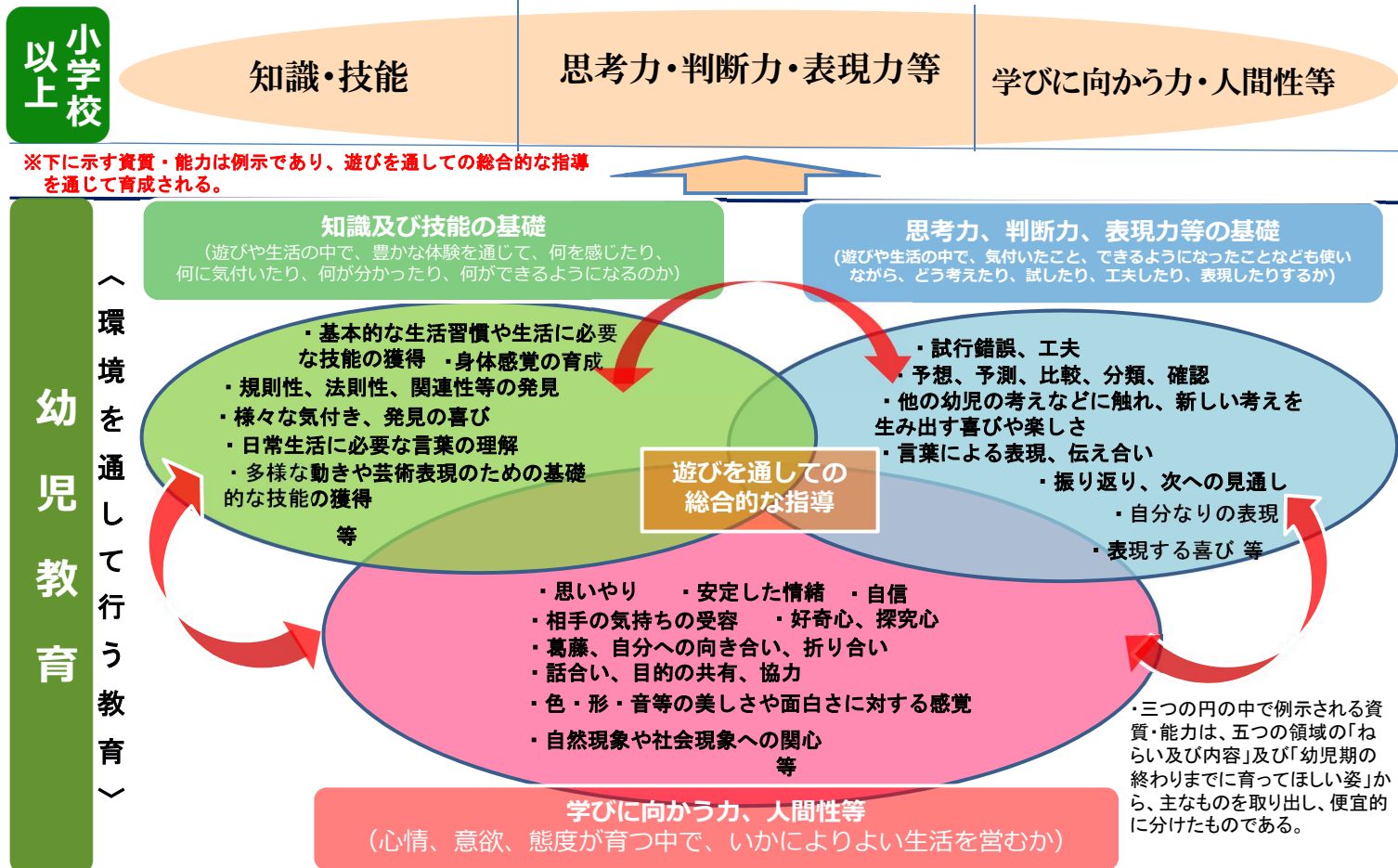
40

## 3. 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項に関する改善・充実

幼稚園における教育課程が「社会に開かれた教育課程」としての役割を更に果たしていくために、以下の事項を改善・充実。

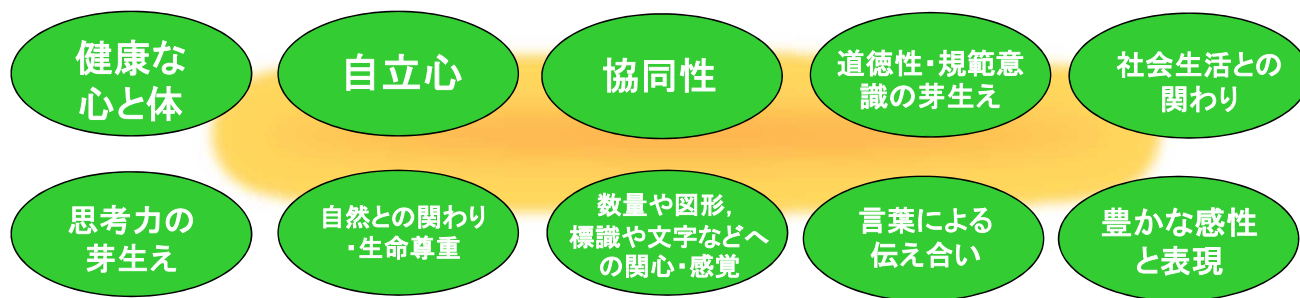
- 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成する際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
- 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たす際に、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むこと。

# 幼児教育において育みたい資質・能力の整理



## 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

○ 5領域のねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。



○ 幼稚園の教師は、遊びの中で幼児が発達していく姿を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくりたり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められる。

○ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。 幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意する必要がある。

○ 5歳児に突然見られるようになるものではないため、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある。

第1章 総則

第3 教育課程の役割と編成等

5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

解説(抜粋)

※下線部：主な改訂箇所

○幼稚園と小学校では、子供の生活や教育方法が異なる。

○子供の発達と学びの連続性を確保するためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切。すなわち、子供の発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めることが大切。

○幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、小学校の教師との意見交換や合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観などの連携を図ることが大切。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して意見交換を行ったり、事例を持ち寄って話し合ったりすることなどが考えられる。

(参考) 小学校学習指導要領 ※下線部：主な改訂箇所

第1章 総則

第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

第2章 各教科

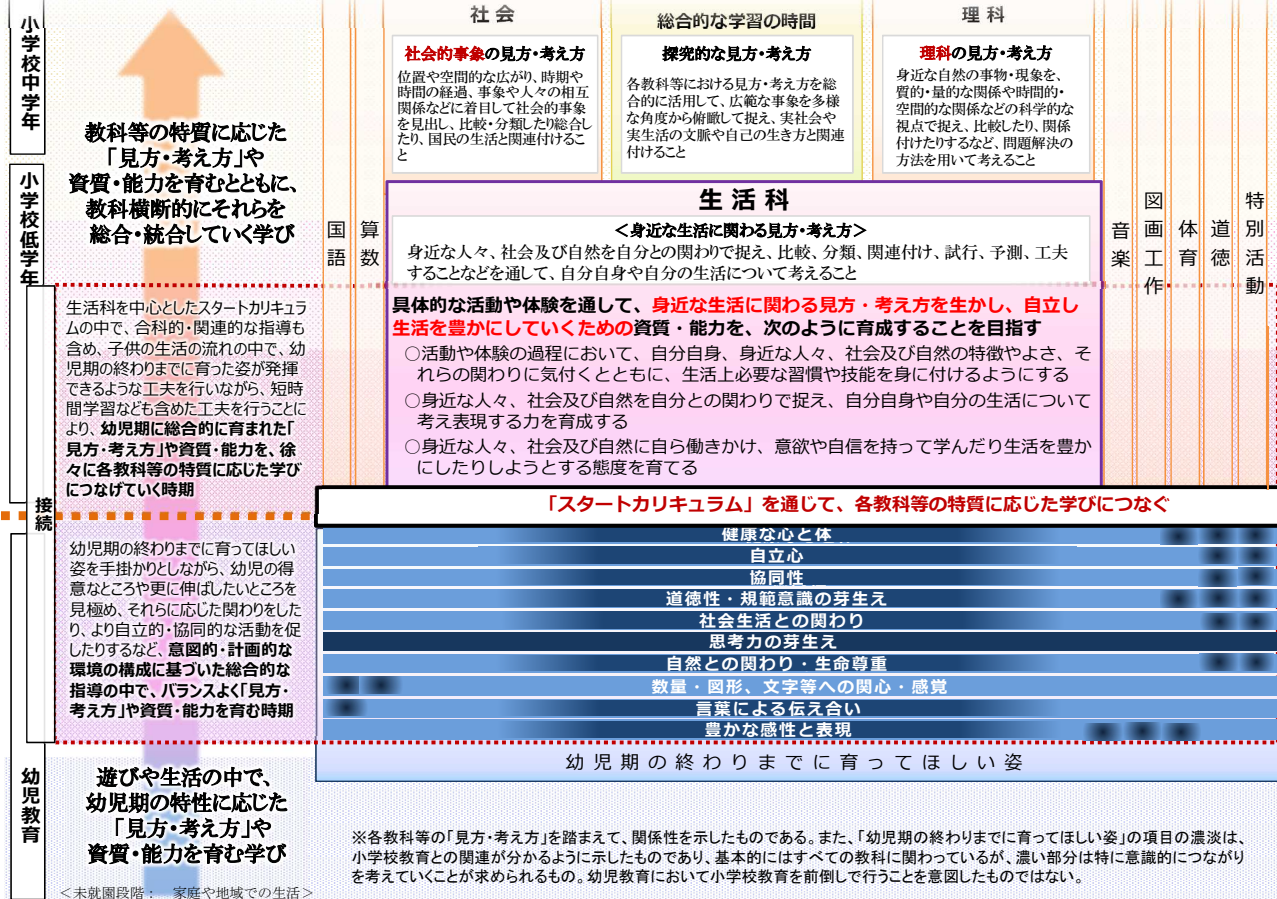
第5節 生活

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

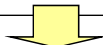
- (4) 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

# スタートカリキュラムのイメージ



## 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂について

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する基準として定められた。
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行わなければならない(認定こども園法第6条)。



幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定に伴い、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」を設置し、審議のまとめを踏まえ、改訂

### 基本的な考え方

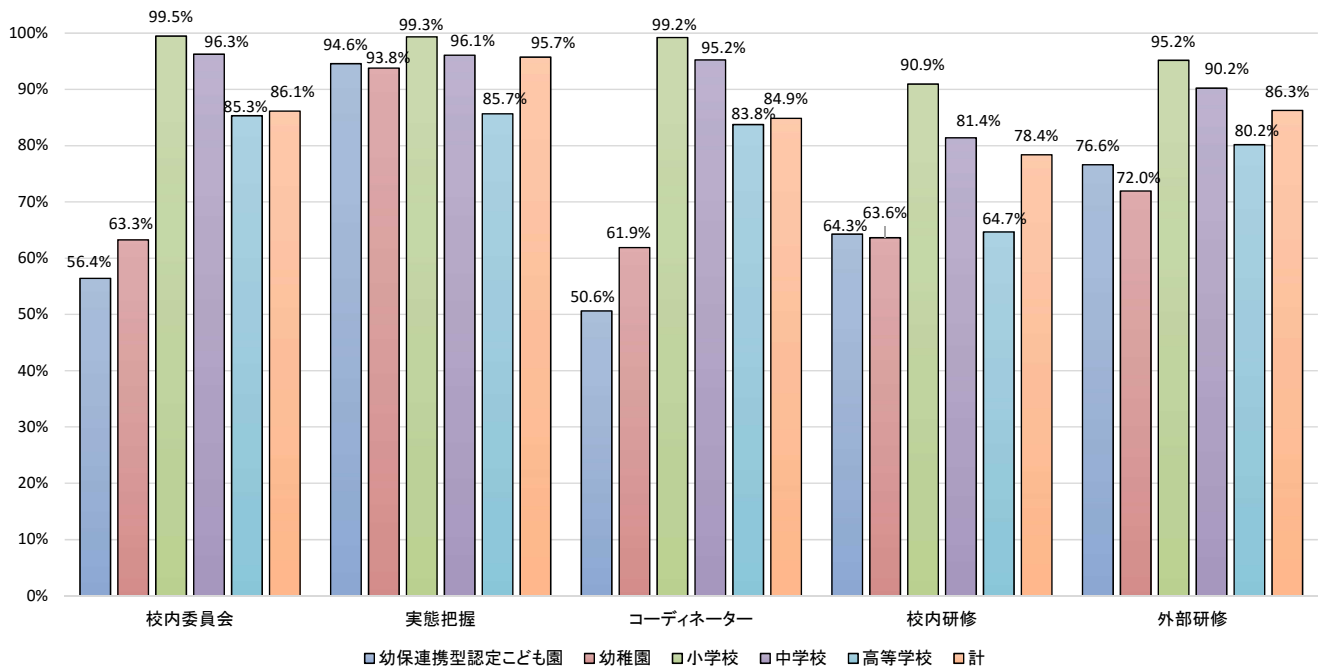
- 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性
  - ・ 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力の明確化
  - ・ 修了時まで育ってほしい具体的な姿「幼児期のおわりまでに育ってほしい姿」の明確化※小学校との接続
  - ・ 園児の理解に基づいた評価の実施
  - ・ 特別な配慮を必要とする園児への指導の充実
  - ・ 満3歳未満の園児の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いの明示
  - ・ 満3歳以上の園児の教育及び保育の内容の改善・充実
  - ・ 近年の課題に応じた健康及び安全に関する内容の充実
- 認定こども園として特に配慮すべき事項等の充実
  - ・ 教育と保育が一体的に行われること、在園期間を通して行われること等を明示
  - ・ 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の明確化
  - ・ 満3歳以上の園児の入園時や移行時等について、多様な経験を有する園児の学び合いについて、長期的な休業中等について明示
  - ・ 子育ての支援等における認定こども園の役割や配慮等の充実



# 特別支援教育に関する体制整備状況

○ 幼稚園における特別支援教育に関する体制整備としては、実態把握や外部研修の活用が7割～9割の園で行われている一方、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配置等は他校種に比べて少ない。

国公立計・学校種別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成30年度)

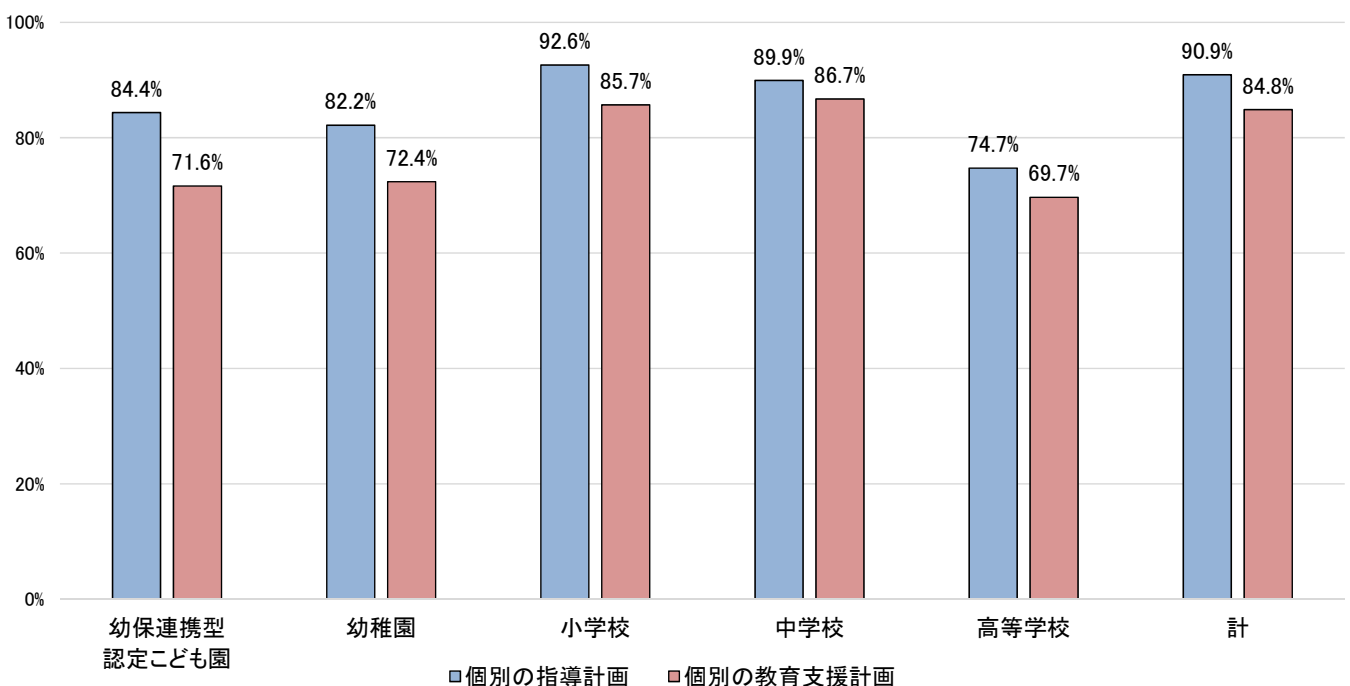


※幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

(出典)文部科学省「平成30年度特別支援教育体制整備状況調査」

## 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒

国公立計・個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒(平成30年度)



※「個別の指導計画」: 幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。

※「個別の教育支援計画」: 障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

※個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒とは、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒及び通常の学級に在籍する幼児児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者の計。

※個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合。

※幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

# 幼児教育を担う人材の確保

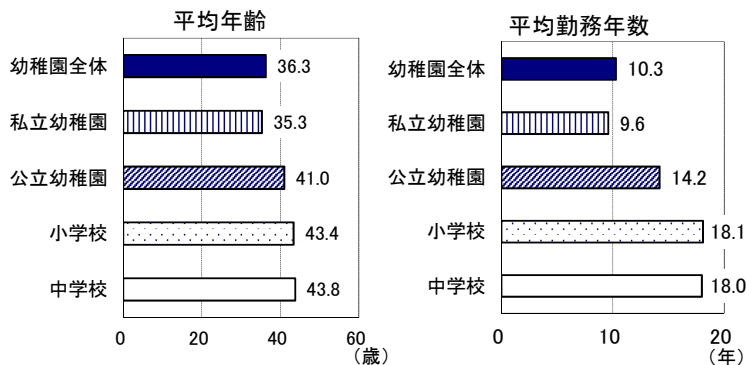
## ・ 資質及び専門性の向上

### 幼稚園教諭等の専門性向上に関する状況

#### 幼稚園教諭等の専門性向上に関する主な状況

##### 現場

- 幼稚園等では、教科書のような主たる教材を用いず環境を通して行う教育が基本。
- 新幼稚園教育要領の着実な実施、幼小連携の取組、特別な配慮を必要とする幼児への対応など。
- 小中学校と比較し、平均年齢が若く、平均勤務年数が短い。



※教員とは園長（校長）、教頭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭の合計である。  
（代替教員、実習助手は除く。）

（出典）「平成28年度学校教員統計調査」（平成28年10月1日現在）

- 多くの幼稚園は、預かり保育や子育ての支援などの教育課程以外の活動を実施。

預かり保育を実施する幼稚園：全体の87.8%（公立：70.5%、私立：96.9%）（R1）

子育ての支援活動を実施する幼稚園：全体の84.0%（公立：87.1%、私立：82.3%）（R1）

※ 文部科学省「令和元年度幼児教育実態調査」より

#### 幼稚園教諭等の研修に関する主な取組例

##### 国

- 教育公務員特例法等の一部改正（H28年度）（教師の資質向上に係る新たな体制の構築等）
- （独）教職員支援機構と連携した幼児教育指導者養成研修や、幼稚園担当指導主事等を対象とした会議の実施
- （独）国立青少年教育振興機構による幼児教育関係の指導者向けシンポジウムの開催
- 調査研究の実施（幼児教育実態調査、OECD国際幼児教育・保育従事者調査等）
- 研修のための環境整備（研修の実施に必要な費用の支援、研修参加のための費用及び代替要員に係る費用の支援、園務改善のためのICT化支援、一時預かり・預かり保育への支援等）等

##### 地方公共団体

- 教育委員会と大学等からなる協議会の設置、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定、教員研修計画の策定
- 法定研修のほか、園長研修等、自治体独自の研修の実施
- 指導主事や幼児教育アドバイザー等による巡回訪問、園内研修・公開保育等への支援
- 研修のための環境整備等

##### 関係団体

- （一社）保育教諭養成課程研究会による「幼稚園教諭・保育教諭のための研修ガイド」の作成（文部科学省委託）
- （公財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構による「研修ハンドブック」の作成等

# 教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要①

## 趣旨

大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。

## 提言等

- ・**教育再生実行会議第七次提言**「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」(平成27年5月14日)
- ・**中央教育審議会答申**「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27年12月21日)
- ・**「次世代の学校・地域」創生プラン**(平成28年1月25日大臣決定)

## 提言の具体化

- 教師がキャリアステージに応じて修得すべき能力を示す**指標を策定**
- 地方公共団体、大学等からなる協議の仕組みを整備**
- 教師の資質・能力の開発・向上を**国として支援するための拠点**の整備などを提言。

## 1. 教育公務員特例法の一部改正

### (1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備

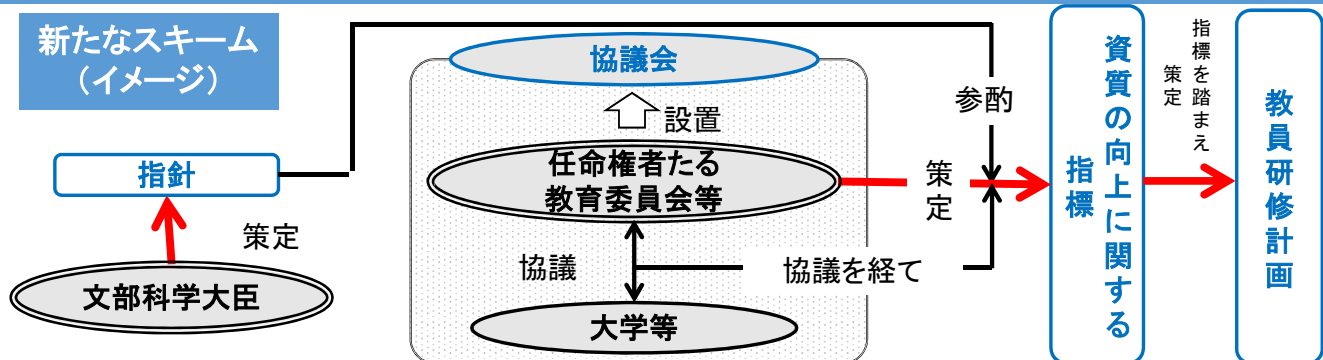
- ・**文部科学大臣**は、以下に述べる教員の資質の向上に関する指標を定めるための**必要な指針を策定**する。
- ・**教員等の任命権者(教育委員会等)**は、**教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定める**とともに、指標を踏まえた**教員研修計画を定める**ものとする。

### (2) 十年経験者研修の見直し

十年経験者研修を**中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化**を図るとともに、**中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修**とする。

52

# 教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要②



## 2. 教育職員免許法の一部改正

普通免許状の授与における**大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し、外国語の小学校特別免許状を創設**する。

## 3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

業務に、教職員その他の学校教育関係職員に**必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及、任命権者が指標を定めようとする際の助言**並びに教員免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する(文部科学省からの業務移管)とともに、その名称を**「独立行政法人教職員支援機構」**に改める。

## 4. 施行期日

平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日又は平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)

## 法律の施行

大学と教育委員会が連携した教員の育成体制を整備した上で、学習指導要領の全面実施に備えることが必要

## 学習指導要領等

道徳の教科化及び幼稚園教育要領は平成30年度から全面実施予定。  
次期学習指導要領は平成32年度から順次実施予定。

# 教員養成に関する近年の政策動向について

## 教員養成に関する課題

- 必要単位数が法律に規定されており、新たな教育課題が生じても速やかな単位数の変更が困難
- 学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応した教職課程になっていない
- 大学教員の研究的関心に偏った授業が展開される傾向があり、教員として必要な学修が行われていない

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について  
(平成27年12月中央教育審議会答申)

- 教職課程の科目区分の大括り化
- 新たな教育課題等への対応するための履修内容の充実
- 教職課程コアカリキュラムの作成

### 教育職員免許法の改正 (平成28年11月)

- 教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「教科及び教職に関する科目」に大括り化

### 教育職員免許法施行規則の改正 (平成29年11月)

- 学校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるよう、教職課程の内容を充実。

### 教職課程コアカリキュラムの作成 (平成29年11月)

- 全大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化
- 英語については特に指導法、専門科目についても作成

### 全大学の教職課程の審査・認定 (平成30年)

- 改正法令及びコアカリキュラムを反映した教員養成の体制が確保されていることを、教職課程を置く全ての大学について審査

#### 教科及び教職に関する科目

教科の専門的内容と指導法を統合した科目など意欲的な取り組みが実施可能となる

#### 教科の専門的内容の例

- ・物理学
- ・化学
- ・生物学
- ・地学

#### 教科の指導法の例

- ・学習指導要領における理科の目標と内容
- ・板書計画や指導案の作成
- ・模擬授業

#### 教職課程において充実させた内容の例

- ・領域に関する専門的事項
- ・特別支援教育の充実
- ・学校体験活動
- ・ICTを用いた指導法
- ・学校と地域との連携
- ・チーム学校への対応
- ・学校安全への対応
- 等

#### 教職課程コアカリキュラムの例(保育内容の指導法の場合)

全体目標	幼稚園教育において育みたい資質・能力を理解し、幼稚園教育要領に示された当該領域のねらい及び内容について背景となる専門領域と関連させて理解を深めるとともに、幼児の発達に即して、主体的・対話的で深い学びが実現する課程を踏まえて具体的な指導場面を想定して保育を構築する方法を身に付ける。
一般目標	幼稚園教育要領に示された幼稚園教育の基本を踏まえ、各領域のねらい及び内容を理解する。
到達目標	1) 幼稚園教育要領における幼稚園教育の基本、各領域のねらい及び内容並びに全体構造を理解している。
	2) 当該領域のねらい及び内容を踏まえ、幼児が経験し身に付けていく内容と指導上の留意点を理解している。
	3) 幼稚園教育における評価の考え方を理解している。
	4) 領域ごとの幼児が経験し身に付けていく内容の関連性や小学校の教科等とのつながりを理解している。

平成31年4月1日から、認定を受けた1,283校の大学等の合計1万9,416課程で履修内容を充実させた教育課程の開始

## 幼稚園教諭等への研修の実施状況

### 都道府県・指定都市が行う幼稚園教諭等を対象とした研修の状況

- 公立幼稚園の教諭等(教諭、助教諭、講師)に対する新規採用教員研修を実施した(公立幼保連携型認定こども園の保育教諭に対する新規採用教員研修と合同実施された場合も含む。)都道府県・指定都市は、67団体中61団体あった。そのうち、90.2%(55団体)について、公立幼稚園以外の施設の参加があった。なお、平均研修日数は下表のとおり。

公立幼稚園教諭に対する新規採用教員研修の実施要項等で示されている研修日数(研修を実施した都道府県・指定都市の平均)

	H19年度	H21年度	H23年度	H25年度	H27年度	H30年度
園内	10.2日	9.8日	9.7日	9.4日	8.7日	9.4日
園外	10.3日	9.5日	9.6日	9.4日	8.9日	9.0日

- 公立幼稚園の教諭等(教諭、助教諭、講師)に対する中堅教諭等資質向上研修(※)を実施した(公立幼保連携型認定こども園の保育教諭に対する中堅教諭等資質向上研修と合同実施された場合も含む。)都道府県・指定都市は、67団体中56団体あった。そのうち、87.5%(49団体)について、公立幼稚園以外の施設の参加があった。

※ 中堅教諭等資質向上研修は、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第87号)により、10年経験者研修が平成29年度から改められたもの。

- 園長への研修を実施した都道府県・指定都市は67団体中48団体であり、そのうち83.3%(40団体)について、公立幼稚園以外の施設の参加があった。
- 上記以外の研修を実施した都道府県・指定都市は67団体中58団体であり、そのうち96.6%(56団体)について、公立幼稚園以外の施設の参加があった。

# 初任者研修の概要

1. 目的: 新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を修得させる
2. 対象者: 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
3. 実施者: 任命権者(都道府県及び指定都市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会)  
※ただし、中核市は、中核市教育委員会が行う
4. 根拠法: 教育公務員特例法第23条(平成元年から実施)
5. 研修内容: 実施者が定める

## <文部科学省が教育委員会に示した目安>

### I. 校内研修

時間数: 週10時間以上、年間300時間以上  
指導教員を中心とする指導及び助言

### II. 校外研修

日数: 年間25日間以上

- ①教育センター等における講義、演習
- ②企業・福祉施設等での体験
- ③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修
- ④宿泊研修

## ○幼稚園の教諭等に対する初任者研修等の特例

※実施者: 任命権者(ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会)

※根拠法: 教育公務員特例法附則第5条

※研修内容: 実施者が定める

## <文部科学省が教育委員会に示した目安>

### I. 園内研修

園内において、研修指導員による指導及び助言による研修を実施する。  
研修日数: 年間10日間

### II. 園外研修

教育センター等において、講義、演習等による研修を実施するとともに、宿泊研修を行う。  
研修日数: 年間10日間(うち宿泊研修4泊5日程度)

56

# 初任者研修の実施状況(平成30年度)

出典: 文部科学省 初任者研修実施状況(平成30年度)調査結果

※調査対象: 121都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

## ○研修対象者数

幼稚園: 950人 幼保連携型認定こども園: 761人 小学校: 15,455人 中学校: 7,174人  
高等学校: 4,241人 特別支援学校: 2,885人 合計31,466人

## ○研修内容

教科指導、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、安全に関する指導、公務員倫理・服務、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

### 【初任者1人にかかる1週間当たりの校内研修の指導時間】

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
7.8時間	7.7時間	8.0時間	7.9時間

### 【初任者1人にかかる校外研修の年間指導日数】

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
17.7日	17.7日	18.3日	17.6日

### 【幼稚園及び幼保連携型認定こども園に係る研修の年間実施日数】

	幼稚園	幼保連携型認定こども園
校内研修(平均)	9.5日	9.0日
校外研修(平均)	9.2日	9.0日

# 中堅教諭等資質向上研修の概要

1. 目的: 学校運営の円滑な実施において中核的役割を果たすための資質の向上を図る
2. 対象者: 公立の小学校等の教諭等  
(指標や教員研修計画等の研修体系を踏まえ任命権者の責任で決定)  
※指標とは、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適正に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標  
※教員研修計画とは、指標を踏まえ、校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画
3. 実施者: 任命権者(都道府県及び指定都市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会)  
※ただし、中核市は、中核市教育委員会が行う  
※幼稚園については、任命権者(ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会)
4. 根拠法: 教育公務員特例法第24条(平成29年から実施)
5. 研修内容: 実施者が定める

## <10年経験者研修について文部科学省が教育委員会に示した目安>

### I. 長期休業期間等の研修

日数: 20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場所: 教育センター等

講師: ベテラン教員、指導主事

内容: 教科指導、生徒指導等に関する研修

### II. 課業期間の研修

日数: 20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場所: 主として学校内

指導助言: 校長、教頭、教務主任等

内容: 授業研究、教材研究等

# 中堅教諭等資質向上研修の実施状況(平成30年度)

出典: 文部科学省 初任者研修実施状況(平成30年度)調査結果

※調査対象: 121都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

## ○研修対象者数

幼稚園: 573人 幼保連携型認定こども園: 292人 小学校: 12,979人 中学校: 7,064人  
高等学校: 4,174人 特別支援学校: 2,608人 合計27,690人

## ○研修内容

教科指導、教育課程の編成、主体的・対話的で深い学び、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、人権教育、男女共同参画、公務員倫理・服務、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

## 【研修の実施時期の設定方法】

単年で設定した教職経験年数の者を対象として実施	複数年で設定した教職経験年数の者のうちから希望等に応じて実施
71.9%	31.4%

## 【研修の対象となる教職経験年数(単年及び複数年設定を合わせた数)】

	幼稚園 (48教委)	幼保連携型 認定こども園 (33自治体)	小学校 (118教委)	中学校 (118教委)	高等学校 (66教委)	特別支援学校 (63教委)
8年目	10教委(20.8%)	5自治体(15.2%)	15教委(12.7%)	15教委(12.7%)	10教委(15.2%)	9教委(14.3%)
9年目	16(33.3%)	5(15.2%)	25(21.2%)	24(20.3%)	15(22.7%)	11(17.5%)
10年目	21(43.8%)	11(33.3%)	48(40.7%)	47(39.8%)	26(39.4%)	24(38.1%)
11年目	24(50.0%)	18(54.5%)	84(71.2%)	84(71.2%)	41(62.1%)	40(63.5%)
12年目	7(14.6%)	4(12.1%)	18(15.3%)	18(15.3%)	9(13.6%)	9(14.3%)

## 【研修の年間実施日数(平均)】

幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
14.0日	13.0日	22.8日	23.1日	22.5日	22.5日

# 幼稚園教諭の免許状の保有状況について

- 幼稚園教諭の免許状保有状況については、**68%**が二種免許状であり、他学校種に比べて多い。
- 幼稚園教諭免許状（普通免許状）と保育士資格の併有状況については、現職の幼稚園の園長、副園長・教頭、教諭のうち**85.8%**が併有。

※ 文部科学省「令和元年度幼児教育実態調査」より

各学校における保有免許状別の教員構成（%）

	幼稚園				小学校				中学校				高等学校			
		国立	公立	私立		国立	公立	私立		国立	公立	私立		国立	公立	私立
専修	0.5	9.8	0.7	0.4	5.1	17.1	5.0	6.3	8.4	25.9	7.6	17.1	19.2	50.2	20.3	15.9
一種	27.2	64.3	42.6	23.6	78.9	73.6	79.2	61.9	87.3	71.3	88.2	77.2	79.8	49.3	79.2	81.6
二種	<b>68.0</b>	22.5	54.0	71.3	14.0	8.2	14.0	16.9	3.9	2.5	4.0	2.3	0.3	0.4	0.3	0.4
その他	4.3	3.4	2.7	4.7	2.0	1.1	1.8	14.9	0.4	0.3	0.2	3.4	0.7	0.1	0.2	2.1

- ※ 各学校に勤務する養護教諭、栄養教諭を含む。
- ※ 「その他」は臨時免許状、特別免許状等を含む。
- ※ 文部科学省「平成28年度学校教員統計調査」より作成。

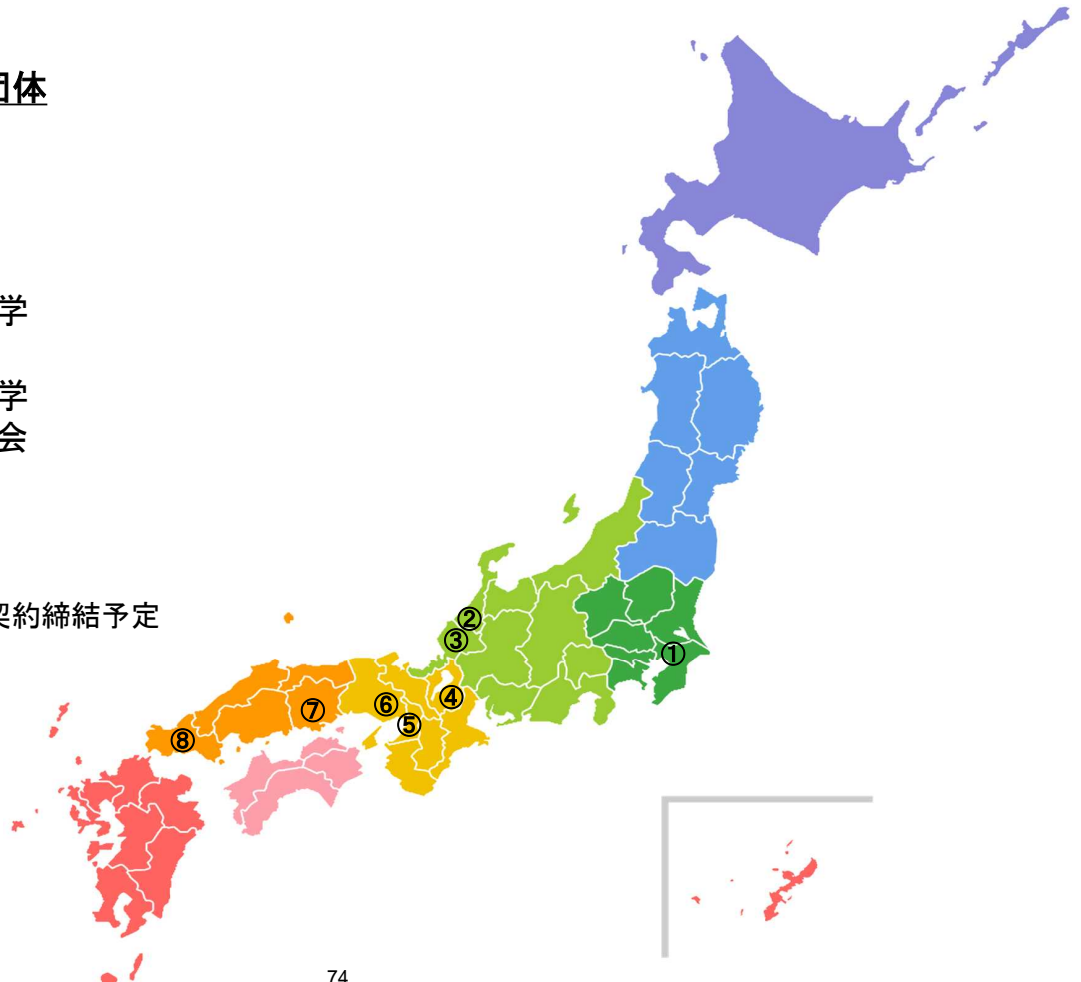
## 幼稚園免許法認定講習等推進事業 採択先一覧

### ○令和元年度採択団体

1. 千葉大学
2. 金沢学院大学
3. 福井大学
4. びわこ学院大学
5. 大阪総合保育大学
6. 関西国際大学
7. 川崎医療福祉大学
8. 山口県教育委員会

大学：8団体  
教育委員会：1団体

※令和2年度分は今後契約締結予定



# 幼稚園教諭と保育士の比較

幼稚園教諭と保育士は、ともに幼児(児童)を対象にする職種であるが、他方で、学校に勤務する教育職員としての性格と、児童福祉施設に勤務する福祉職員の性格など、異なる専門性を有している。

	幼稚園教諭(幼稚園教諭免許状)	保育士(保育士資格)
資格	幼稚園教諭免許状の取得	保育士登録簿への登録
資格の根拠法	教育職員免許法(第3条ほか) 教育職員は免許状所有者でなければならない。	児童福祉法(第18条の4ほか) 専門的知識・技術をもって児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う。
資格の要件	<p>①基礎資格(学位等)を有し、免許法に定める単位を修得</p> <p>○専修免許状:修士(大学院修了程度) (認定機関数)<sup>注1</sup> (免許状取得者数)<sup>注2</sup>                  ○一種免許状:学士(大学卒程度) 大学院 114校 専修 199人                  ○二種免許状:短期大学士(短大卒程度) 大学 263校 1種 16,451人                  短大 212校 2種 27,185人                  専攻科・短大専攻科・指定教員養成機関 46校 計 43,835人                  計 635校 注1:平成30年4月1日現在 注2:平成29年度</p> <p>②幼稚園教員資格認定試験に合格(平成17年度から実施)                  受験資格:高卒以上かつ20歳以上で保育士として3年以上の在職経験を有する者。                  【合格者数:21人(受験者数:98人)(平成30年度)】</p> <p>③教育職員検定に合格(人物、身体、実務及び学力の検定)                  実務及び学力の検定:基礎となる免許状を有した上での免許法に定める年数の教員としての在職経験+単位を修得</p> <p>④実務及び学力の検定に係る特例(令和7年3月31日まで)                  基礎資格(学位等)を有し、保育士として3年かつ4,320時間の在職経験+免許法に定める8単位を修得</p>	<p>①指定保育士養成施設の卒業</p> <p>(施設数) (資格取得者数)                  大学 275校 12,812人                  短大 238校 21,728人                  専修等 171校 5,369人                  計 684校 39,909人 (平成30年度)</p> <p>②保育士試験に合格                  受験資格:大学・短大卒、高卒+実務2年、中卒+実務5年                  合格者数:19,483人/74,371人(平成30年度)</p>
履修単位(①)	最低124単位(一種免許状の場合) (学士を取得するために124単位。これに加え、又はその一部として、幼稚園教諭一種免許状取得に必要な「教科及び教職に関する科目」等は59単位必要。) 最低62単位(二種免許状の場合) (短期大学士を取得するために62単位。これに加え、又はその一部として、幼稚園教諭二種免許状取得に必要な「教科及び教職に関する科目」等は39単位必要。)	68単位以上 :「教養科目」、「保育の本質・目的に関する科目」、「保育の対象の理解に関する科目」、「保育の内容・方法に関する記録」、「保育実習」等
試験科目等(②)	○試験科目(筆記試験のみ) :「教職に関する科目」、「指導案の作成」	○試験科目(筆記試験・実技試験) :「保育原理」、「教育原理」など筆記試験9科目及び実技試験

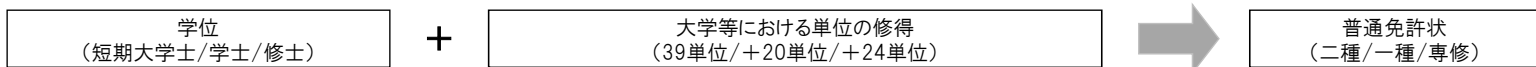
## 幼稚園免許状取得の特例の概要

### 〔目的〕

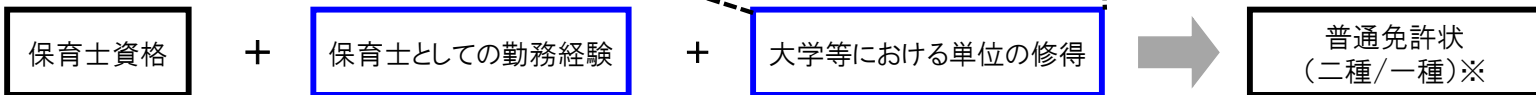
○ 保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。 ※保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況:74%

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から10年間の特例

〔通例:大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合〕



〔今回の特例措置〕(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



※学士の学位を有する場合:一種免許状  
 ※短期大学士、専門学校卒の場合:二種免許状

3年 かつ 4,320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。  
 認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、地域型保育事業として認可された小規模保育事業(A型及びB型)、地域型保育事業として認可された事業所内保育事業(利用定員が6名以上であるもの)、公立の認可外保育施設(へき地保育所を含む)、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

〔メルクマール〕

- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ②小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④上記①～③を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

8単位

(内訳)

- ・保育内容の指導法 } 2単位
- ・教育の方法及び技術 } 2単位
- ・教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) } 2単位
- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) } 2単位
- ・教育課程の意義及び編成の方法 1単位
- ・幼児理解の理論及び方法 1単位

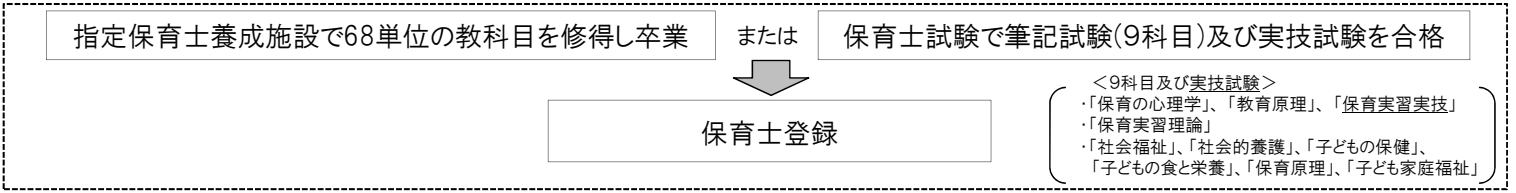


# 保育士資格取得の特例の概要

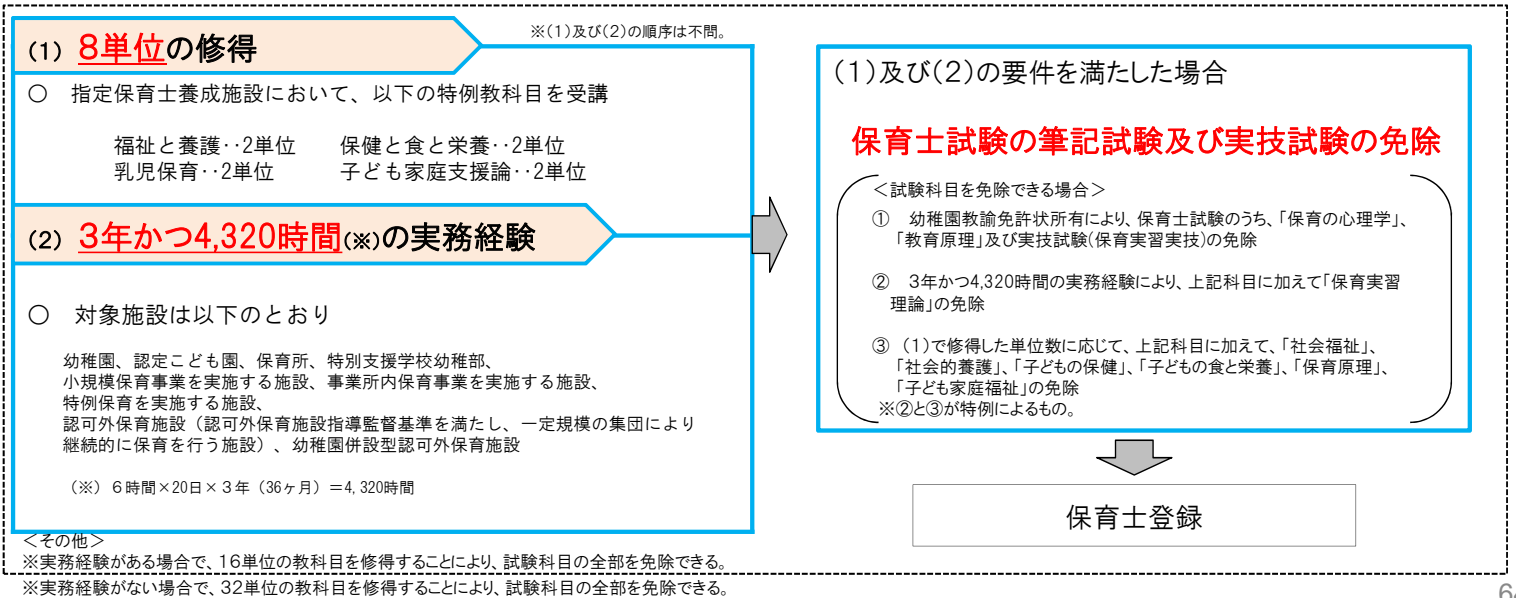
○ 幼稚園教諭免許状・保育士資格の併有を促進するために、幼稚園教諭免許状所有者の保育士試験における保育士資格取得の特例を設ける。

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から10年後までの特例

## 【通常の制度】



## 【特例制度】 ※幼稚園教諭免許状所有者



<その他>  
 ※実務経験がある場合で、16単位の教科目を修得することにより、試験科目の全部を免除できる。  
 ※実務経験がない場合で、32単位の教科目を修得することにより、試験科目の全部を免除できる。

64

# 幼稚園教諭等を対象とした処遇改善の措置（新制度）

これまでの対応により、幼稚園教諭の給与は、平成26年度水準と比較して**10%以上の改善**が図られるとともに、技能・経験を積んだ職員については、更に**追加的な改善（月額4万円・5千円）**を実施。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度/30年度	平成31年度	
<b>処遇改善等加算Ⅱ</b> (技能・経験に着目した更なる処遇改善)			最大4万円・5千円	最大4万円・5千円	
			+	+	
				<b>1%</b> (新しい経済政策パッケージ)	
			+	+	
<b>処遇改善等加算Ⅰ</b> (賃金改善要件分)	3% (勤続年数11年以上は4%)	3% (勤続年数11年以上は4%)	2% 3% (勤続年数11年以上は4%)	2% 3% (勤続年数11年以上は4%)	
			} <b>11%以上</b>		
<b>公定価格の基本分等</b> (人事院勧告対応)	1.9% (H27人勤) 2.0% (H26人勤)	1.3% (H28人勤) 1.9% (H27人勤) 2.0% (H26人勤)		1.1% (H29人勤) 1.3% (H28人勤) 1.9% (H27人勤) 2.0% (H26人勤)	0.8% (H30人勤) 1.1% (H29人勤) 1.3% (H28人勤) 1.9% (H27人勤) 2.0% (H26人勤)
	<b>H26当初水準</b>	<b>H26当初水準</b>		<b>H26当初水準</b>	<b>H26当初水準</b>

※人事院勧告による改善は年度当初に遡及適用

# 幼稚園教諭等（民間）に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ（1号関係）

## 研修による技能の習得を通じた、キャリアアップ

＜標準規模の幼稚園(定員160人)の職員数＞  
 ※公定価格上の職員数  
 園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、  
 幼稚園教諭7人、事務職員2人  
 合計12人

※新たな名称はすべて仮称

園長 <平均勤続年数27年>

副園長・教頭 <平均勤続年数24年>

主幹教諭 <平均勤続年数19年>

新 中核リーダー ※ライン職

新 専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で3人  
 (園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3)

【要件】  
 ア 経験年数概ね7年以上  
 イ 若手リーダーを経験  
 ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了  
 エ 中核リーダーとしての発令

【要件】  
 ア 経験年数概ね7年以上  
 イ 若手リーダーを経験  
 ウ 4つ以上の分野の研修を修了  
 エ 専門リーダーとしての発令

新 若手リーダー

月額5万円の処遇改善 ※標準規模の園で2人  
 (園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/5)

【要件】  
 ア 経験年数概ね3年以上  
 イ 担当する職務分野(左記③～⑦など)の研修を修了  
 ウ 若手リーダーとしての発令

幼稚園教諭等 <平均勤続年数7年>

○キャリアアップのための研修の受講

→都道府県・市町村、幼稚園団体、大学等が実施する、保育者としての資質向上のための既存の研修をキャリアアップに活用

【研修分野例】

- ①教育・保育理論
- ②保育実践
- ③特別支援教育
- ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者の支援・子育ての支援
- ⑦小学校との接続
- ⑧マネジメント
- ⑨制度や政策の動向

※ 研修修了の効力: 全国で有効  
 ※ 研修修了者が離職後再就職する場合: 以前の研修修了の効力は引き続き有効

※ 研修は、分野別研修のほか、職責に応じたその他の研修でも可  
 ※ 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可  
 ※ 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可  
 ※ 「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して**2%(月額6千円程度)**の処遇改善を実施

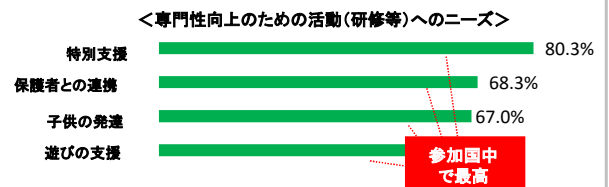
## OECD 国際幼児教育・保育従事者調査2018

### OECD国際幼児教育・保育従事者調査

- 幼児教育・保育施設の保育者及び園長を対象に、研修、園での実践、勤務環境、管理運営等に関する国際比較可能なデータを収集した**初めての国際調査**。日本、ドイツ、韓国、ノルウェーなど**OECD加盟9か国が参加**。
- 日本では2018年10月～11月に**幼稚園・保育所・認定こども園約220園**で**3～5歳児**の保育を担当する保育者（幼稚園教諭、保育士等）及び園長あわせて約1,800人を対象に質問紙調査を実施。

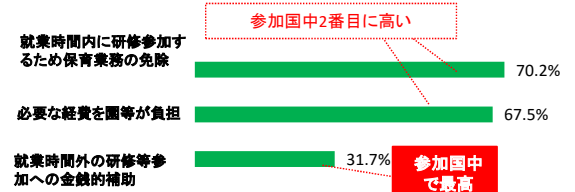
### 保育者の専門性向上への意欲が高く、研修への参加率も高い。

- 日本の保育者は専門性向上のための活動（研修等）へのニーズが高く、**専門性向上への意欲が高い**。特に**特別支援等については、参加9か国中で最も高い**。
- 過去12か月の間に何らかの専門性向上のための活動（研修等）に**参加した日本の保育者の割合は85.3%と高い**。



### 保育者の研修への参加に対する園による支援が充実している。

- 過去12か月の間の研修等について、「研修等に参加するため、**保育業務が免除された**」日本の保育者は70.2%、「**経費を園等が負担した**」日本の保育者は67.5%であり、いずれも参加国中2番目に高い。
- 過去12か月の間の研修等について、「**就業時間外の研修等に対して金銭的な補助があった**」保育者の割合は日本が参加国中**最も高い**。



### 保育者は社会性や情緒的な発達に関わる実践を重視している。

- 日本の保育の実践については、数に関する発達を促す等の実践と比して「**子供たちがグループの中で様々な遊びができるような環境を整える**」、「**保育者は、子供がどんなことが悲しいのか話すことを手助けする**」等の実践の割合が高い等、**社会性や情緒的な発達に関わる実践がよく行われている**といった特徴がある。

**最終学歴が学士以上の保育者の割合が低い一方、高等学校卒業相当の保育者の割合も低い。**

- 日本の保育者の最終学歴における学士レベル（ISCED6）以上の割合は参加国中で最も低い。
- 一方、高等学校卒業等（ISCED4未満）の保育者の割合についても、1.1%と参加国中最も低い。

※ ISCED（International Standard Classification of Education）：UNESCOが開発した、学校教育におけるプログラムを教育段階及び分野（普通または職業プログラム）ごとに整理し、各国間で比較可能とする分類。

**学士以上の保育者の割合**

トルコ	80.6%
デンマーク	69.3%
ドイツ	67.0%
チリ	53.1%
ノルウェー	51.0%
韓国	49.9%
アイスランド	47.7%
イスラエル	46.2%
<b>日本</b>	<b>17.7%</b>

**高等学校卒業等の保育者の割合**

<b>日本</b>	<b>1.1%</b>
韓国	3.8%
トルコ	8.1%
チリ	13.2%
ドイツ	22.5%
デンマーク	25.0%
ノルウェー	33.0%
イスラエル	38.7%
アイスランド	48.0%

**子供との関わり等の実践的な養成課程を経た保育者が多い。**

- 日本の保育者の養成課程において「教育実習・保育実習が含まれていた」割合は90.4%と参加国中最も高い。

**給与への満足度や社会的に評価されていると感じている割合等が低い。**

- 「職務に対して支払われる給与に満足している」日本の保育者は参加国中で2番目に低い。
- 社会・保護者・子供のそれぞれから、評価されていると感じている保育者の割合は参加国中最も低い。

**給与に満足している保育者の割合**

トルコ	39.0%
韓国	37.5%
デンマーク	35.6%
イスラエル	32.9%
チリ	31.5%
ノルウェー	29.5%
ドイツ	26.1%
<b>日本</b>	<b>22.6%</b>
アイスランド	9.7%

**園長は、保育者の不足が園長の実力発揮の最大の妨げであると感じている。**

- 日本の園長が、園長として実力を発揮する上で妨げになっていると考える割合が最も高いのは「保育者の不足」であり、国公立園においては参加国中2番目、私立園においては参加国中3番目に高い。

# 幼児教育の質の評価の促進

70

## 幼稚園における学校評価 <関係法令>

### 【関係法令】

#### ○学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

(幼稚園については、第28条により準用)

#### ○学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の学校の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

(幼稚園については、第39条により準用)

## 【幼稚園教育要領】

### 第6 幼稚園運営上の留意事項

- 1 各幼稚園においては、園長の方針の下に、園務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、教育課程や指導の改善を図るものとする。また、各幼稚園が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や幼稚園運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

(参考)

**自己評価** : 各学校の教職員等が行う評価。法令で実施等を義務化。

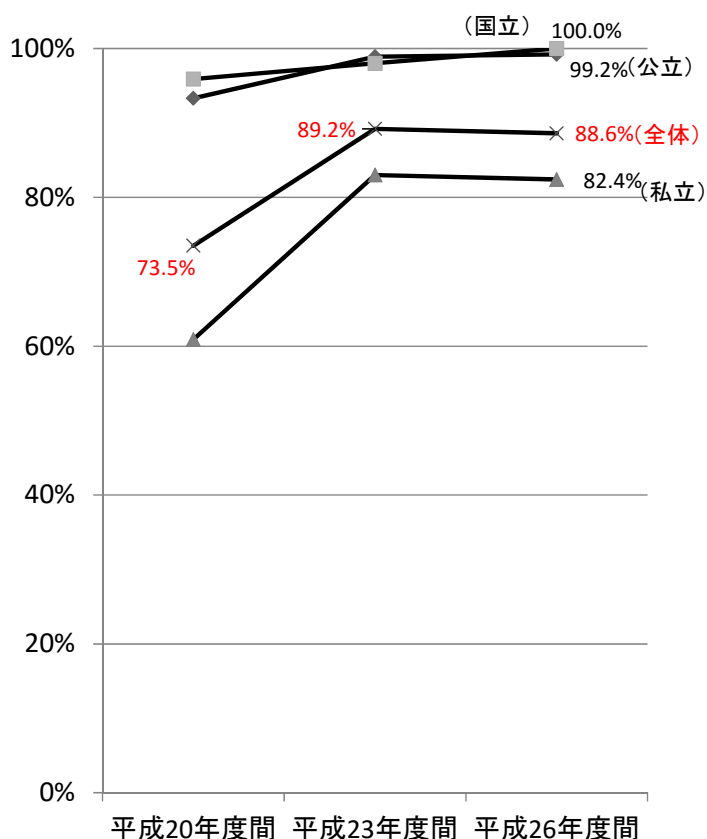
**学校関係者** : 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価。法令で実施等を努力義務化。

**第三者評価** : 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況を踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から評価。法令で実施義務や実施の努力義務を課してはいない。

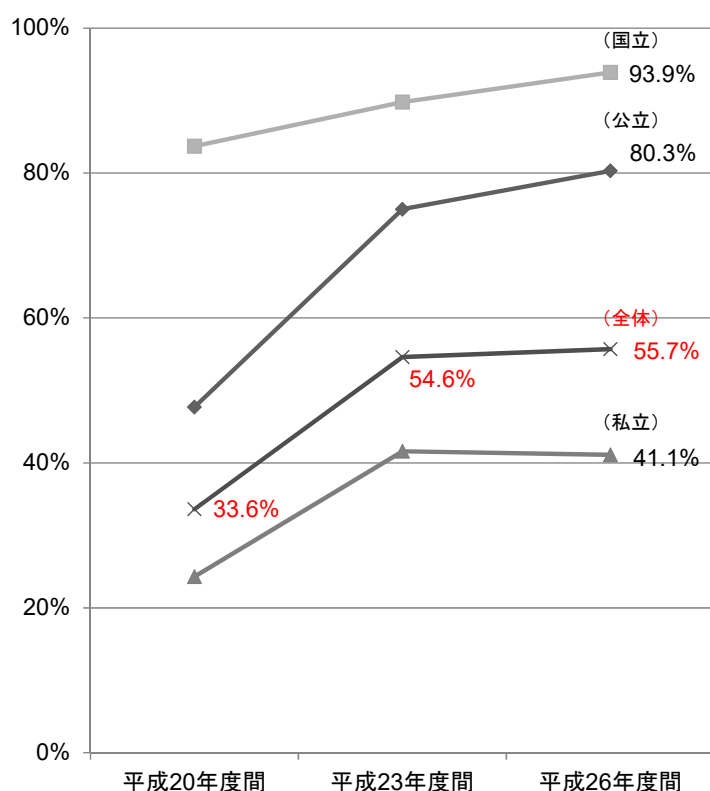
72

## 幼稚園における学校評価 <実施状況>

### <幼稚園における自己評価の実施状況>



### <幼稚園における関係者評価の実施状況>



# 幼稚園における学校評価 <活用状況等（自己評価）>

## <自己評価の活用方法>

(平成26年度間 国公立私立幼稚園計)  
※割合の母数: 自己評価実施校数  
※複数回答可

職員会議等で改善の手だてについて話し合う機会を設けた	保護者や地域住民等と改善の手だてについて話し合う機会を設けた	改善のための具体的な取組に活かした	その後の基本方針や目標設定に反映した	その他
87.9%	25.0%	61.9%	49.9%	1.3%

## <自己評価の保護者や地域住民等への公表方法>

(平成26年度間 国公立私立学校計)  
※割合の母数: 自己評価実施校数  
※複数回答可

直接説明する機会を設定	学校便り等に掲載	学校要覧や学校ガイド	学校のホームページ記載	Eメール配信	地域の広報誌や回覧	地域の掲示板や公共施設	公表していない
51.6%	66.4%	5.2%	40.7%	0.5%	7.9%	2.3%	7.5%

※ 文部科学省「学校評価等実施状況調査（平成26年度間）」 74

# 幼稚園における学校評価 <活用状況等（関係者評価）>

## <関係者評価の活用方法>

(平成26年度間 国公立私立幼稚園計)  
※割合の母数: 自己評価実施校数  
※複数回答可

職員会議等で改善の手だてについて話し合う機会を設けた	保護者や地域住民等と改善の手だてについて話し合う機会を設けた	改善のための具体的な取組に活かした	その後の基本方針や目標設定に反映した	自己評価結果の見直しを行った	その他
42.0%	8.9%	26.8%	18.8%	12.2%	0.3%

## <関係者評価の保護者や地域住民等への公表方法>

(平成26年度間 国公立私立学校計)  
※割合の母数: 自己評価実施校数  
※複数回答可

直接説明する機会を設定	学校便り等に掲載	学校要覧や学校ガイド	学校のホームページ記載	Eメール配信	地域の広報誌や回覧	地域の掲示板や公共施設	公表していない
41.7%	57.1%	3.6%	36.8%	0.4%	6.2%	2.0%	13.3%

「第三者評価」：

学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うもの。

（「幼稚園における学校評価ガイドライン」（平成23年改訂）より）

## ＜第三者評価の実施状況＞

（国公立学校種別）  
※割合の母数：全学校数

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成23年度間	4.2%	3.8%	4.6%	11.9%	13.5%
平成26年度間	4.5%	4.8%	5.7%	13.1%	15.5%

※ 文部科学省「学校評価等実施状況調査（平成26年度間）」

76

## 幼稚園における学校評価ガイドライン

（幼稚園における学校評価ガイドラインについて）

平成20年3月に、「学校評価ガイドライン〔改訂〕」に示された内容に準ずるとともに、幼稚園の特性を考慮し、「幼稚園における学校評価ガイドライン」を作成。さらに、「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」を踏まえ、「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕」を作成。

「幼稚園における学校評価ガイドライン」の特徴

- 「学校評価ガイドライン」に準ずる。
- 幼稚園の特徴（教科教育ではなく、入園の選択幅が大きく、規模が比較的小さい等）を考慮して作成。

〔目次〕

1. 幼稚園における学校評価の特性
2. 学校評価の目的・定義と流れ
3. 学校評価の実施・公表
4. 積極的な情報提供
  - 《別添》・学校評価の進め方のイメージ例 ・評価項目・指標等を検討する際の視点となる例
  - ・学校の教育目標等と重点的に取り組むことが必要な目標や計画、評価項目等の設定の關係例
  - ・自己評価結果公表シート例 ・提供する情報の例

（義務教育諸学校等について）

平成18年3月「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を作成。

その後、平成20年に「学校評価ガイドライン〔改訂〕」、平成22年に「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」、平成28年に「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」を作成。

# 公定価格上における施設関係者評価加算（1号）（令和2年度～）

## 施設関係者評価加算（1号）の条件に見直しによる、公開保育と学校関係者評価を通じた幼児教育の質向上サイクルの推進（令和2年度～）

・各園の保育実践の質を継続的に高めていくためには、自園でPDCAサイクルを回していくことに加え、幼児教育アドバイザー、ECEQコーディネーターといった専門家の知恵を借りながら、公開保育や学校関係者評価を通じて各保育者が子どもの「見取り」の力を高めたり、自園の評価軸の妥当性を客観的に評価していくことが重要。しかし、現在の施設関係者評価加算ではそれらの取組を実施するために必要な加算額となっていない。



学校関係者評価が単なる運営評価にとどまらず、教育・保育の質向上につながるものとするため、公開保育の取組と学校関係者評価を一体的に実施する施設に対して施設関係者評価加算の充実を行う。代わりに、自己評価の実施を加算の取得要件とする。

### ○施設関係者評価加算（1号）の現状と見直し案 《現行》

加算単価 59,420円／年（事務経費を措置）

### 《想定される改善単価》

（公開保育と学校関係者評価を組み合わせて実施する施設）

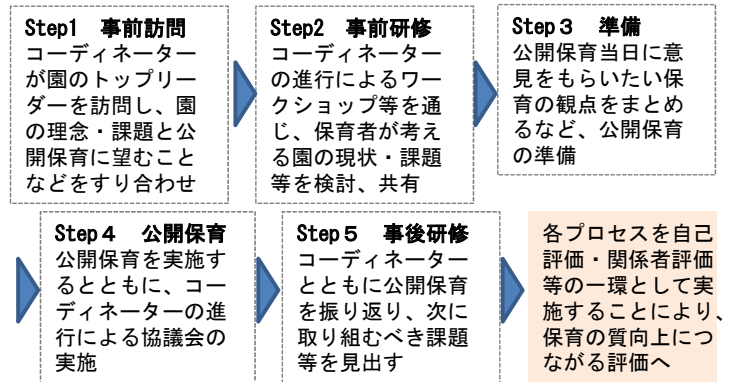
加算単価 300,000円／年

（コーディネーター謝金・事務経費を措置）

（その他の施設）

加算単価 59,420円／年（事務経費を措置）

### ○公開保育を通じ評価を保育実践の向上につなげる取組例



公益財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構  
公開保育を活用した幼児教育の質向上システムECEQの5ステップの概要

78

## 幼稚園における評価

自己評価	法的根拠	学校教育法第28条、第42条 学校教育法施行規則第39条、第66条、第68条
	位置付け	義務
	評価の観点	設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価
	結果の扱い	公表、設置者に報告
	備考	幼稚園における学校評価ガイドライン(平成20年3月、平成23年11月改訂)
関係者評価	法的根拠	学校教育法第28条、第42条 学校教育法施行規則第39条、第67条、第68条
	位置付け	努力義務
	評価者	保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等
	評価の観点	自己評価の結果について評価することを基本
	結果の扱い	公表、設置者に報告
	備考	幼稚園における学校評価ガイドライン(平成20年3月、平成23年11月改訂)
第三者評価	法的根拠	なし
	位置付け	学校とその設置者の判断により実施(法令上の実施義務や努力義務を課すものではない。)
	評価者	学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者
	評価の観点	教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から評価
	結果の扱い	第三者評価の評価者は、評価結果と今後の改善方策をとりまとめた報告書を学校とその設置者に提出。評価結果については保護者等に説明や情報提供を実施(ただし、保護者等への説明等にとどまらず広く公表することについては、個人情報保護の観点等に留意して、慎重に取り扱うことが望まれる。)
	備考	幼稚園における学校評価ガイドライン(平成20年3月、平成23年11月改訂)

#### 【参考】保育所における評価

- ・保育所における保育内容等の評価については、保育所保育指針に基づき実施。(公表は努力義務)  
※「保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)(令和2年3月)」
- ・その他自ら行う評価については、子ども・子育て支援法、社会福祉法及び設備運営基準に定めがある。
- ・また、第三者評価については、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」を踏まえて都道府県推進組織が定めた評価基準に沿って実施。(社会福祉法及び設備運営基準による。努力義務)

79



# 家庭・地域における幼児教育の支援

## 家庭・地域における幼児教育の支援 ー関係規定

家庭及び地域における幼児期の教育の支援（子育ての支援）及び預かり保育

### ○ 学校教育法(昭和22年法律第26号)抜粋

第24条 幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

# ○ 幼稚園教育要領(平成29年告示)抜粋

第3章  
教育課程外の教育活動など

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う  
教育活動などの留意事項

## 第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- 1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮するものとする。また、次の点にも留意するものとする。
  - (2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
- 2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めるものとする。その際、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。

※下線部：主な改訂箇所

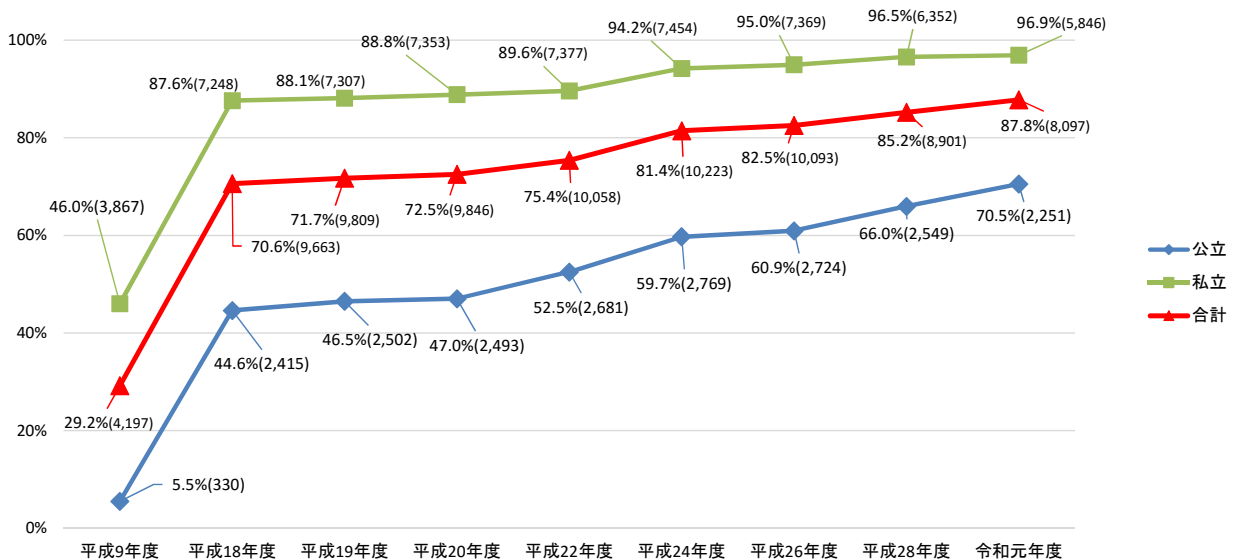
82

令和元年幼児教育実態調査より

## 幼稚園における預かり保育実施状況

### (1) 預かり保育実施状況

● 令和元年度に、預かり保育を実施している幼稚園は全体の87.8%であった。(公立：70.5%、私立：96.9%)



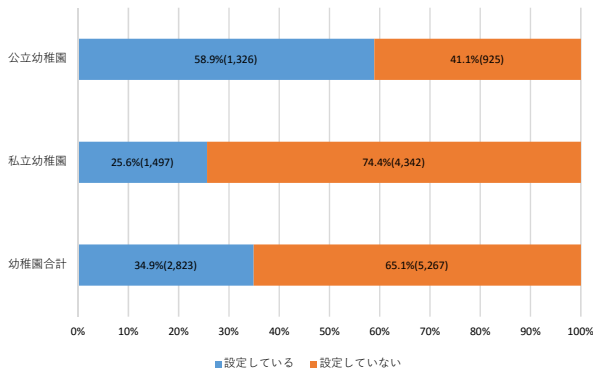
	実施園数	実施園数のうち、私学助成(特別補助)を受けている園数	実施園数のうち、一時預かり事業(幼稚園型)を実施している園数
公立	2,251園 (70.5%)	—	1,023園 (45.4%)
私立	5,846園 (96.9%)	3,747園 (64.1%)	1,343園 (23.0%)
合計	8,097園 (87.8%)	3,747園 (46.3%)	85 2,366園 (29.2%)

平成22年度以前の母数：学校基本調査の幼稚園園数  
平成24・26・28年度、令和元年度の母数：調査回答園数  
(平成24年度 公立：4,638園、私立：7,914園、合計：12,552園)  
(平成26年度 公立：4,470園、私立：7,760園、合計：12,230園)  
(平成28年度 公立：3,865園、私立：6,579園、合計：10,444園)  
(令和元年度 公立：3,192園、私立：6,033園、合計：9,225園)  
( )内は園数  
※左表の( )内について  
実施園数下の割合は調査回答園数に占める実施園数の割合  
うち私学助成を受けている園数及び一時預かり事業を実施している園数下の割合は実施園数に占める割合

83

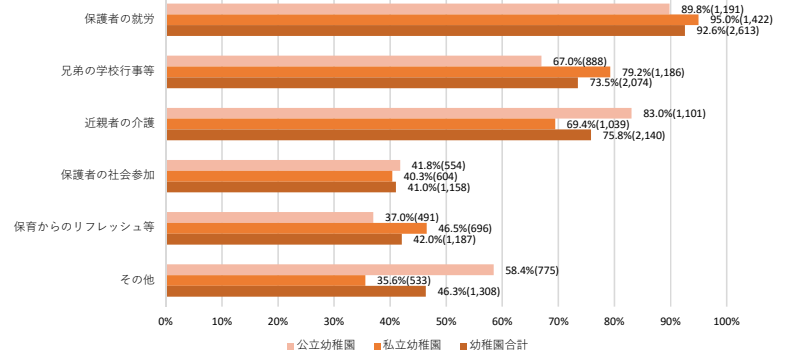
## (2) 預かり保育を行う条件

### ① 条件設定の状況



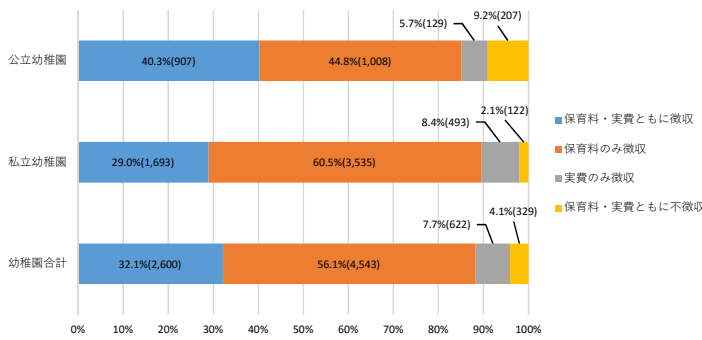
母数：預かり保育実施園数（無回答園を除く）  
（公立：2,251園、私立：5,839園、合計：8,090園）  
（ ）内は園数

### ② 預かり保育を行う条件（複数回答）



母数：預かり保育を行う条件を設定した園数  
（公立：1,326園、私立：1,497園、合計：2,823園）  
（ ）内は園数

## (3) 預かり保育における料金徴収の状況



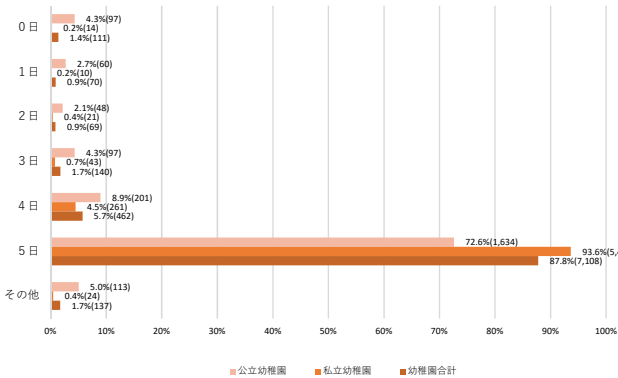
※「実費を徴収」とは、保育料以外のおやつ代等の実費を徴収している場合。  
（保育料に実費を含めて一括徴収している場合には、「保育料のみ徴収」に計上。）

母数：預かり保育実施園総数（無回答園を除く）  
（公立：2,251園、私立：5,843園、合計：8,094園）  
（ ）内は園数

## (4) 預かり保育の実施日数等

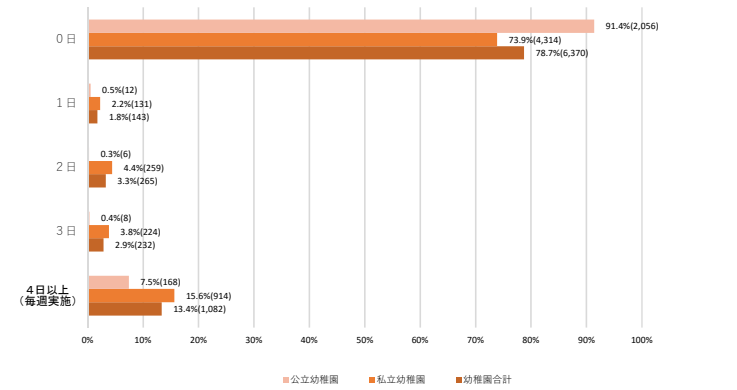
### ① 長期休業期間中以外の実施状況

(i) 実施状況  
平日（月～金曜日） 週当たりの平均実施日数



母数：預かり保育実施園数（無回答園を除く）  
（公立：2,250園、私立：5,846園、合計：8,096園）  
（ ）内は園数

土曜日 月当たりの平均実施日数



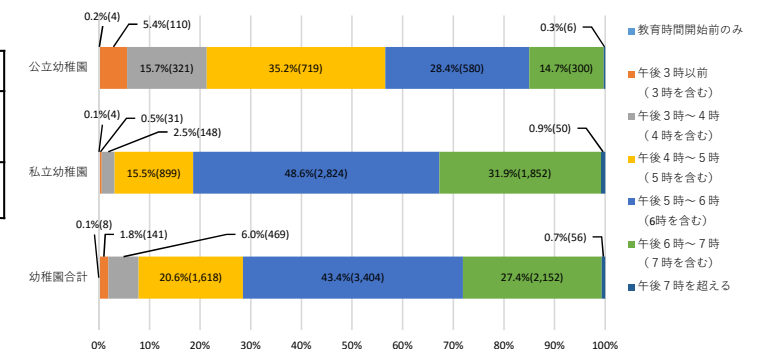
母数：預かり保育実施園数（無回答園を除く）  
（公立：2,250園、私立：5,842園、合計：8,092園）  
（ ）内は園数

(ii) 預かり保育における受入れ幼児数  
（令和元年6月24日（月）～28日（金）の平日5日間）

	公立	私立	合計
受入れ延べ幼児数（5日間）	145,055人	696,947人	842,002人
1園1日あたり	14.2人/園・日	24.0人/園・日	21.5人/園・日

※実施園数：公立：2,040園、私立：5,809園、合計：7,849園

(iii) 預かり保育の終了時間



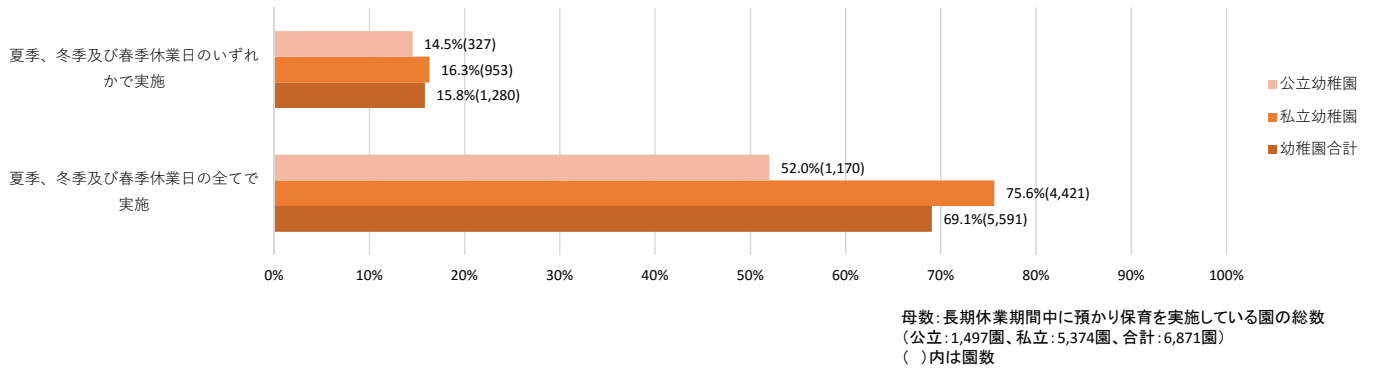
母数：長期休業期間中以外に預かり保育を実施している園の総数（無回答園を除く）  
（公立：2,040園、私立：5,808園、合計：7,848園）  
（ ）内は園数

(4) 預かり保育の実施日数等

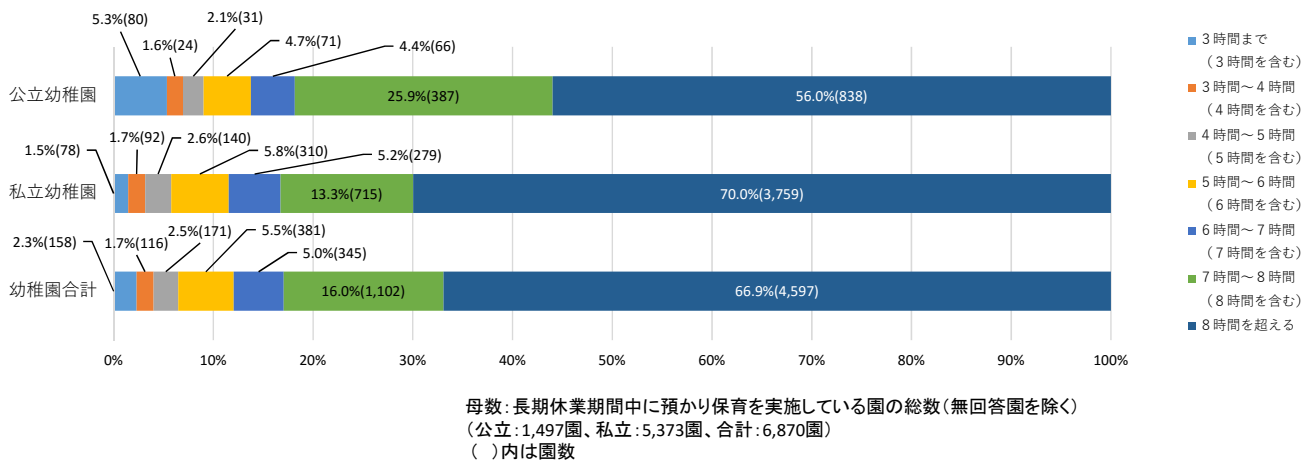
② 長期休業期間中の実施状況

※預かり保育を実施している幼稚園の、平成30年度における長期休業期間中の預かり保育の実施状況

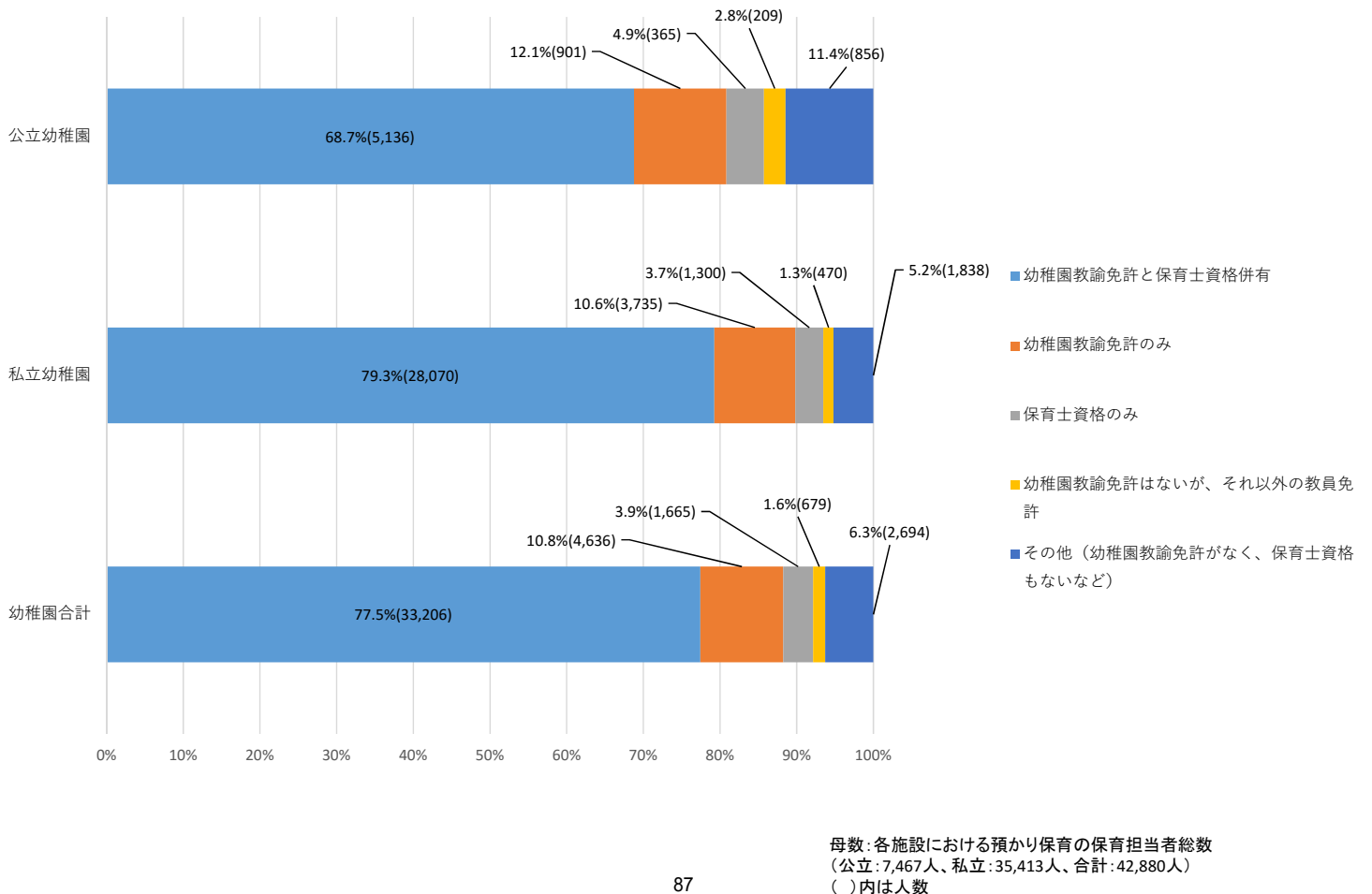
(i) 実施状況



(ii) 実施時間数



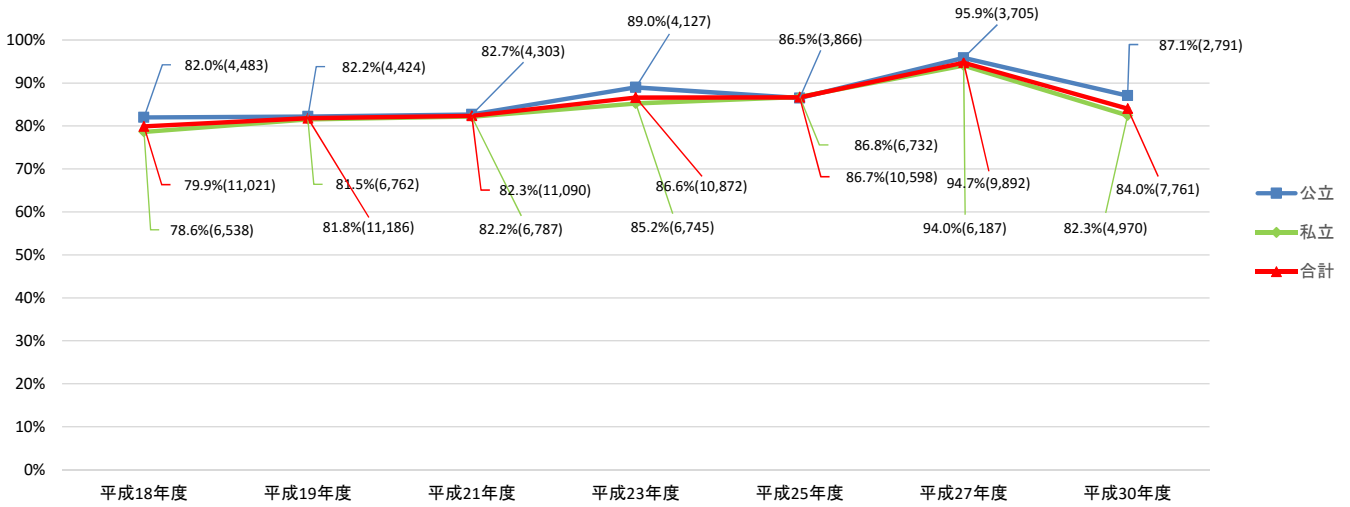
(5) 預かり保育の担当者における幼稚園教諭免許と保育士資格の併有状況



# 幼稚園における子育ての支援活動実施状況

## 子育ての支援活動（預かり保育を除く）の実施率

● 平成30年度に子育ての支援活動（預かり保育を除く）を実施している幼稚園は全体の84.0%であった。  
（公立：87.1%、私立：82.3%）



	実施園数	実施園数のうち、私学助成（特別補助）を受けている園数	実施園数のうち、地域子育て支援拠点事業等を実施している園数
公立	2,791園 (87.1%)		136園 (4.9%)
私立	4,970園 (82.3%)	2,424園 (48.8%)	612園 (12.3%)
合計	7,761園 (84.0%)	2,424園 (48.8%)	748園 (9.6%)

平成21年度以前の母数：学校基本調査の幼稚園数  
平成23・25・27年度の母数：調査回答園数  
（平成23年度 公立：4,638園、私立：7,914園、合計：12,552園）  
（平成25年度 公立：4,470園、私立：7,760園、合計：12,230園）  
（平成27年度 公立：3,865園、私立：6,579園、合計：10,444園）  
（平成30年度 公立：3,206園、私立：6,038園、合計：9,244園）  
( )内は園数

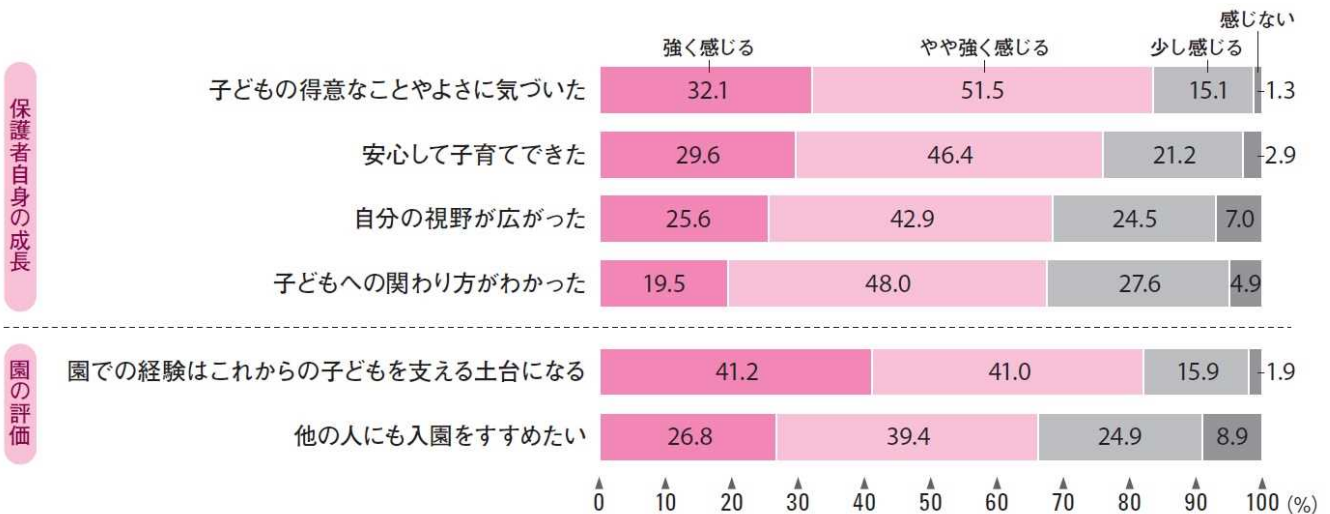
※ 左表の( )内について  
実施園数下の割合は調査回答園数に占める実施園数の割合  
うち私学助成を受けている園数及び地域子育て支援拠点事業等を実施している園数下の割合は実施園数に占める割合

## 園生活を通じた保護者自身の成長

子どもの幼稚園や保育園などでの生活を通して、約7～8割の保護者は、園生活を通して保護者自身の成長も感じている。

### 【保護者自身の成長と園の評価】

Q 園生活を通して、以下のことをどれくらい感じますか。



(出典)ベネッセ教育総合研究所「園での経験と幼児の成長に関する調査」2016年【調査概要】

調査対象：幼稚園・保育園・認定こども園などに通う年長児をもつ保護者2,266人(母親2,060人、父親206人) ※年齢は25～49歳

調査時期：2016年2月19日～2月22日

調査地域：全国

調査方法：インターネット調査

調査項目：園での子どもの経験、園の環境、園と関わる機会、園から提供される情報の参考度、園生活を通じた成長実感、子どもの「学びに向かう力」「文字・数・思考」、園の満足度など

## 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）について（R2）

- 【趣 旨】 幼稚園等において、主に在籍園児（1号認定子ども）を対象に実施する預かり保育に係る支援を行うもの
- 【実施主体】 市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可） **※負担割合は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3**
- 【要件】
- ・実施場所 幼稚園又は認定こども園（公立・私立） ※ 新制度移行園は一時預かり事業（幼稚園型）を活用することが基本（経過措置として、私学助成の預かり保育補助を受けることも可能）。
  - ・対象児童 主に在籍園児（1号認定子ども） ※ 非在籍園児の利用が少数であること等の場合には非在籍園児も預かり可能
  - ・配置職員 認可保育所と同じ 

0歳児	3 : 1	1・2歳児	6 : 1
3歳児	20 : 1	4歳以上児	30 : 1

※ 算出される数が1人の場合でも2人以上配置
- 上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合、かつ幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、**専任職員は1人で可**（※ 職員は常勤・非常勤を問わない）
- ・職員資格 **保育士、幼稚園教諭免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）**  
（当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む）
- ※ ただし、**担当職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者**

＜補助単価額＞ ※ 小規模施設においても利用者負担軽減を図るため、規模に関わらず、利用料が定額となるよう補助

		基本分(利用時間想定)	長時間加算	障害児単価
在籍園児 (1人当たり日額)	平日の教育時間前後	・年間延べ利用者数2,000人超 400円 ・年間延べ利用者数2,000人以下 1,600千円/年間延べ利用者数-400円 【4時間(又は教育時間との合計8時間)】	左記の基本分(利用時間想定)を超える場合に超過時間に応じて加算  ① 150円 2時間未満 ② 300円 2時間以上 3時間未満 ③ 450円 3時間以上	<b>＜新規＞</b> <b>4,000円</b>  ※障害児には一律に本単価を適用する。 左記の利用日・利用時間に応じた単価・加算は適用しない。
	長期休業期間中	400円【4時間】・800円【8時間】		
	休日(土日祝等)	800円【8時間】		
非在籍園児(1人当たり日額)		800円【8時間】		
就労支援型施設加算(1施設年額)		事務職員の配置 約138万円【6か月以上】・約69万円【6か月未満】 ※一定の条件あり		
保育体制充実加算(1施設年額)		長時間・長期休業中実施・年間延べ利用児童数2,000人以上・職員すべて有資格者 約144万円		

90

## 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）による2歳児定期利用の制度概要【H30創設】 ①

- 【趣 旨】 子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児の迅速な受入れを推進する。
- 【実施主体】 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市区町村
- 【要件】
- (1) 実施場所  
幼稚園(新制度園及び私学助成園) ※認定こども園は対象外
  - (2) 対象児童  
3号認定を受けた2歳児。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。  
(※) 本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約(保育の必要度の高い順に受入れ)
  - (3) 設備基準・保育内容  
保育室等の面積基準は、対象児童1人あたり1.98㎡  
保育内容は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」(平成19年3月31日文科科学省初等中等教育局長通知)を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。
  - (4) 職員配置基準  
児童6人につき職員1人  
(※) 上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合でも2人以上配置。ただし、必要教員数が1人の場合で、幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合は、専任職員(常勤・非常勤を問わない)は1人で可
  - (5) 職員資格
    - ・保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者(子育て支援員)
    - (※) 当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④更新講習を受講せず免許状が失効した者を含む
    - ・ただし、職員の2分の1(当分の間、3分の1)以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者
    - (※) 本事業の担当職員のうちに、必ず保育士資格保有者1名を含めること。

(6) 保育時間・開所日数・開所時間

保育時間は8時間が原則。開所日数・開所時間は、対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて設定。

(7) 給食

自園調理は必須としない。外部搬入の場合、調理室は不要（保存・加熱のための最低限の設備は必要）。

(8) 保護者負担

各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定。

【補助単価（子ども1人日額）】

基本分（8時間までの利用）：1,850円、長時間加算（+1時間～+3時間）：230円～690円

	～8h	9h	10h	11h～
基本分	1,850円			
長時間加算	—	230円(+1h)	460円(+2h)	690円(+3h)
合計	1,850円	2,080円	2,310円	2,540円

【留意事項】

- ・ 認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ（寄付行為の変更は不要）
- ・ 本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないよう留意すること。